

建設常任委員会会議録			
日 時	令和6年12月18日（水）	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時33分
場 所	第 1 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	前田委員長、面野副委員長、白濱・秋元・中鉢各委員 (高野委員欠席)		
説明員	水道局長、建設部長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、白濱委員、中鉢委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、陳情者から趣旨説明をしたい旨の申出がありますので、説明を受けるため、暫時休憩いたします。

休憩 午後1時00分

再開 午後1時10分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、説明員より報告の申出がありますので、これを許します。

「小樽市橋梁長寿命化修繕計画ほか2計画の2期計画案について」

○（建設）建設課長

小樽市橋梁長寿命化修繕計画ほか2計画の第2期計画案がこのたびまとまりましたので、概要について説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。

ページ番号は右下にございます。

まず左上の「1. 第2期計画の策定」ですが、（1）対象計画は、橋梁、トンネル、道路附属物の三つの計画であります。

次に、（2）策定理由につきましては、本市では平成26年に橋梁、トンネル、道路附属物の長寿命化修繕計画を策定し、修繕等を進めてまいりましたが、第1期計画の計画期間は令和6年までとなっております。このため、令和7年から令和16年までを対象とした第2期計画を新たに策定するものであります。

次に、右上の「2. 計画の目的」は、各計画共通の目的としており長寿命化を図る維持管理を計画的に実施することで、修繕・更新費用の縮減を目指すとしております。

次に、中段の「3. 各計画に共通する主な変更点」ですが、こちらは第2期計画における主な変更点を表にまとめたものであります。計画期間は令和7年から16年までの10年間に変更し、健全性については令和元年から5年までに行った点検結果を基に修繕対象施設を選定しております。

次に、管理施設で変更となったものは、撤去等により橋梁が137橋から136橋となっております。

次のコスト縮減に関する項目につきましては、令和8年度以降、新技術の活用等について短期的な数値目標の記載が義務づけられることを受け、計画に追記しております。

具体的な記載内容については、この後、御覧いただきます。

次に、2ページを御覧ください。

「4. 第1期計画修繕等実績及び第2期計画修繕対象施設数」ですが、こちらは第1期計画の実績と第2期計画の修繕対象施設数を比較した表となっております。

まず、ページ左上の（1）橋梁ですが、第1期計画では、管理橋梁137橋のうち、点検の結果、構造物の機能に支障が生じる可能性があり早期に措置を講ずべき状態の健全性3と判定された橋梁など、38橋を修繕対象といたしました。このうち修繕済が12橋、着手済6橋、未着手20橋となっております。

第2期計画では136橋のうち23橋を対象としており、このうち15橋が最新の点検で新たに健全性3と判定されたも

ので、残りの8橋は第1期計画で未着手の2橋と着手済の6橋となっております。

次に、ページ左下(2)トンネルですが、第1期計画では5か所のうち、健全性3と安定された2か所を修繕対象とし、そのうち1か所の修繕設計を実施いたしました。もう1か所は未着手となっております。

第2期計画では、第1期計画で着手済の1か所と、未着手の1か所の計2か所を修繕対象としております。

次に、ページ右上(3)の道路附属物ですが、第1期計画では、横断歩道橋2か所と門型標識2か所のうち、健全性3と判定された横断歩道橋1か所を修繕対象としておりましたが、未着手となっております。第2期計画では、第1期計画で未着手の横断歩道橋1か所を修繕対象としております。

次に、ページ右下の「5. 未着手施設について」ですが、まず(1)未着手となった理由ですが、①国費交付額の不足による修繕の先送り、②点検要領の改訂に伴い健全性が変更となり対象外となった施設があるためであります。

(2)今後の対応につきましては、①未着手施設の早期着手に努めるほか、②監視を継続し必要に応じ簡易修繕を実施し、交通の安全性の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、3ページを御覧ください。

「6. 新技術等の活用と費用の縮減」ですが、こちらは先ほど三つの計画に共通する主な変更点で申し上げました【新技術などの活用の検討】の項目を抜粋したもので、計画期間の前半における修繕において新技術を活用した場合のコスト縮減額などを数値目標として記載しております。

次に、4ページを御覧ください。

「7. 第2期計画修繕対象施設」ですが、(1)橋梁につきましては、第2期計画で修繕対象に位置つけた23施設を掲載しており、各橋梁の名称、路線名、架設年のほか、表の中ほどに点検年度と判定区分、補修の内容、対策の着手年度、完了年度、一番右の列が補修費用を掲載しております。

トンネルと道路附属物につきましては、5ページに一覧を記載しております。

以上の三つの修繕計画書は、このたびの説明の後、国土交通省に提出し、本市ホームページで公開したいと考えております。

なお、各計画書の本編につきましては、別のデータに橋梁、トンネル、道路附属物の順に編さんしたものがありますので、参照いただければと存じます。

○委員長

「小樽市雪対策基本計画にかかる具体の取組状況について」

「小樽市雪対策基本計画の中間見直し(案)について」

○(建設)維持課長

小樽市雪対策基本計画にかかる具体の取組状況について御報告いたします。

資料1ページを御覧ください。

初めに、「1. 中規模雪堆積場に係る固定資産税等減免制度について」です。

(1) 目的ですが、近年は除排雪作業に必要な人員やダンプトラックの確保が困難となっていることから、除雪体制の維持や担い手不足の解消に向けた取組の一つとして、中規模程度の雪堆積場を確保し、既存の雪堆積場より運搬距離を短くすることで、少ないダンプトラック台数で効率的な排雪作業を行い、将来に向けて安定的な除排雪体制を維持するものであります。

(2) 制度の概要ですが、中規模雪堆積場として使用した面積分について固定資産税等の2分の1を減免するものであり、11月末日までに土地使用承諾書の提出があつて当該年度に中規模雪堆積場として使用可能な場合、翌年度の固定資産税等を減免するものであります。

(3) 主な対象地の要件ですが、ダンプトラックで搬入可能な土地であることや、用地境界杭があること、使用

可能面積がおおむね2,000平方メートル以上使用できる土地であること、雪堆積場に接する道路は除雪種別が第2種路線以上を原則とすること、12月1日から5月31日までの6か月間使用できる土地であること、共有名義の場合、名義人全員の承諾書、または使用の承諾に係る委任状が提出されることなどを要件として考えております。

(4) 今後についてですが、令和7年4月から周知及び募集を開始し、令和7年11月末日までに土地使用承諾書が提出され、令和7年度の冬シーズンから雪堆積場として使用した土地の面積に対して、令和8年度の固定資産税等の2分の1を減免することを考えております。

次に、2ページを御覧ください。

「2. 小型除雪機の購入等支援制度について」です。

(1) 目的ですが、市の除雪が行き届かない道路や高齢者世帯等に対しまして、市民との協働による雪対策の推進を図るものであります。

(2) 今年度の取組ですが、昨年度と同様に市が所有する小型除雪機を2週間程度、一つの町内会への貸出しを試行し、地域のニーズ及び問題点等について把握したいと考えております。

(3) 今後についてですが、令和7年度まで試行を継続し、令和8年度に試行の検証を行い、支援制度の在り方について一定の方向性を定めたいと考えております。

続きまして、小樽市雪対策基本計画の中間見直し(案)について御報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。

「1. 見直しの考え方」ですが、本計画は第7次小樽市総合計画を上位計画として、中・長期計画に位置づけられ、冬の市民生活や経済活動を支えるため、将来を見据えた雪対策の指針として策定しました。これまで行った各施策の取組状況と達成状況、社会環境等を踏まえ検証し、今後の取組に対する効果的な進め方などについて、中間年に当たる令和6年度に中間見直しを行うものであります。

「2. 見直しの内容」ですが、これまでの施策の取組や検証結果などを踏まえ、当初に設定した指標内容や目標値が取組内容と合わない項目、社会環境等の変化により実態と相違がある項目について見直しを行うとともに、進行管理表の見直しを行いました。

「3. 取組の評価」ですが、具体的取組について、令和2年度から令和5年度までの取組内容を項目ごとに評価を行いました。

「4. 今後について」ですが、中間見直し後の指標に基づき取組を実施していきたいと考えております。

次に、資料1を御覧ください。

この資料は、先ほど申し上げました見直しの考え方、内容、取組の評価についてまとめたものであります。

1ページを御覧ください。

取組の評価につきましては、下段に記載のとおり、評価基準をA、B、C、横線と設定しております。

次に、2ページを御覧ください。

令和2年度から令和5年度までの取組内容を項目ごとに評価を行い、その結果を表の右側に記載しております。

次に、3ページを御覧ください。

当初に設定した指標の内容や目標値及び現状値が取組内容や実態と合わない項目について、今回見直しを行った概要を記載しております。

例を挙げて説明させていただきますと、3ページ下段の(ii)予防保全的な除排雪作業の実施に関しては、これまで除排雪等に対する「市民の声」件数の全件数を指標としておりましたが、予防保全的な除排雪作業を行うことで除雪依頼や排雪依頼は減少しますが、除雪後や排雪後の件数には結びつかないことから、指標を除雪依頼及び排雪依頼に対する「市民の声」件数に見直しを行っております。

次に、5ページを御覧ください。

もう一つ例を挙げますと、5ページ下段の（v）市民の皆さんとの情報共有に関しては、これまで指標を設定しておりませんでした。令和3年度より道路通報サービスや市公式LINEの運用を開始し、広く情報を発信、収集する取組を行っていることから、指標を道路情報の発信及び収集とし、現状値の令和6年度時点の公式LINE友達登録人数を増やしていくことを目標とする見直しを行っております。

次に、16ページを御覧ください。

こちらでは、中間見直しを行った進行管理表を記載しております。

表の左側に施策と取組を、表の中央には見直し後から令和10年度までの進め方を、表の右側には当初と中間見直し後の指標を記載しております。

最後に、資料2につきましては、これらの見直しを反映した小樽市雪対策基本計画＜中間見直し＞（案）となっております。

○委員長

「小樽市立地適正化計画（案）について」

○（建設）三浦主幹

小樽市立地適正化計画（案）について御報告させていただきます。

計画案は大変ボリュームがあり、また先月開催いたしました議員説明会等で御説明しておりますことから、計画案の内容につきましては割愛させていただき、今後のスケジュールのみを改めて報告させていただきます。

計画案につきましては、現在12月6日から年が明けた1月6日までの期間でパブリックコメントを実施しております。これに併せて12月9日から11日までの3日間、蘭島会館、塩谷サービスセンター、銭函市民センター、小樽市民会館の市内4か所で住民説明会を開催しております。そして、年が明けた2月には、策定委員会での協議を経て、小樽市都市計画審議会に諮問し、答申を得た上で建設常任委員会に報告を行い、3月下旬には計画を策定したいと考えてございます。

○委員長

「小樽市住宅マスタープランの策定状況について」

○（建設）佐藤主幹

小樽市住宅マスタープランの策定状況について説明いたします。

現住宅マスタープランの計画期間が令和6年度末をもって終了すること、また国や北海道の住生活基本計画が見直し済みであること、さらには住生活を取り巻く社会情勢が変化していることなどから、新たな住宅マスタープランを策定するものです。

現在、外部委員で組織する策定委員会において最終案を取りまとめ中のため、計画の構成について説明いたします。

資料を御覧ください。

「1. 計画の構成案」ですが、全5章で構成しており、まず「第1章 計画の概要」には、計画の目的と策定の背景、計画の位置づけ、計画期間、関連計画について位置づける予定です。

次に、「第2章 現状と課題」ですが、本年7月に実施した市民意向調査や各種統計の結果から、全部で10項目について分析を行いました。

1点目に本市の重要課題である人口減少進行への対応について、2点目に居住ニーズの変化への対応、3点目に住宅確保要配慮者への対応、4点目に地域特性を活かした住環境への対応、5点目に自然災害への対応、6点目に住宅における脱炭素化への対応、7点目に老朽化した住宅への対応、8点目に空き家の適正管理への対応、9点目に民間賃貸住宅市場への対応、10点目に分譲マンション管理の適正化への対応について、それぞれ現状と課題を整理しました。

次に、第3章には、理念と目標を掲げ、「第4章 施策の展開方向」に先ほど述べた第2章の10項目について対応方針を位置づけるほか、「第5章 計画実現に向けて」に役割と連携、成果指標、計画の進行管理について記載する予定です。

以上が、計画の構成案になります。

次に、資料の2ページ目、今後のスケジュールについてです。

来年1月下旬に計画の最終案をまとめ、各会派の皆様へ説明を行い、2月下旬までパブリックコメントを実施する予定です。その結果を踏まえ、令和7年第1回定例会の建設常任委員会で計画案について報告、決定し、新年度からの計画開始を予定しております。

○委員長

「特定空家等に係る略式代執行の実施について」

○（建設）松原主幹

特定空家等に係る略式代執行の実施について御報告します。

資料1ページ目を御覧ください。

まず、「1. 建物の概要等」についてですが、建物の構造は木造平屋建て、延べ面積は143.70平方メートル、敷地面積は河川敷地であるため不明で、所在地は桜5丁目12番30号になります。

次に、「2. 対応の経過」についてですが、平成28年に空き家となってから道路への落雪や建物が一部崩れている状態となっており、平成29年からは建物所有者の相続人と今後の対応について協議してまいりました。

令和元年には「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」として、特定空家等に認定して指導文書を交付し、相続人への指導を行ってきましたが、令和4年に相続人が相続放棄していることが判明し、相続人が不存在である建物となりました。

翌年、令和5年には小樽市空家等対策会議にて協議、空家等対策の推進に係る関係部長会議にて略式代執行の実施が承認され、今年10月に建物を解体する略式代執行を実施しました。

資料の右側は、特定空家等に対する対応フローになっておりますが、今回進めるフローは、太線で囲っている文字のフローとなっております。真ん中の上から2番目に、特定空家等の認定とありますが、今回のように相続人が不存在となっているような所有者が判明できない場合につきましては、次のフローの左側にあるように、空家等対策会議や関係部長会議において、略式代執行を実施するべきか協議を行い、最終的には略式代執行を実施するという流れになっております。

次に、「3. 略式代執行を実施した理由」についてですが、当該空き家は相続人不存在であるため、所有者等による措置が期待できず、このまま放置をすることにより、通行人等への危害や倒壊に伴う河川の閉塞など周辺へ悪影響をもたらすおそれが高く、かつ危険性についても切迫性が高いためです。

代執行費用は353万1,000円で、そのうち2分の1は国費により補助されることとなります。

最後に、資料の2ページ目を御覧ください。

こちらは現地の写真で、実施前と実施後の写真となります。建物に向かって右側が熊碓川で、左側が道路で、河川と道路に挟まれた敷地となっております。

○委員長

「第2次小樽市上下水道ビジョン中間報告（案）について」

○（水道）佐治主幹

第2次小樽市上下水道ビジョン中間報告（案）について御報告いたします。

資料1を御覧ください。

本ビジョンは、「1 計画期間」において、「未来につなげよう、信頼される“小樽の上下水道”」を基本理念

に、中長期的な視点で効率的、効果的に事業を進め、将来にわたって持続可能な上下水道サービスの提供によりライフラインとしての使命を果たすため策定したもので、今回、令和5年度までの中間点検と見直しを行ったものがあります。

「2 第2次小樽市上下水道ビジョンの構成」は記載のと通りの章立てですが、このうち、「第3章 経営方針実現のための施策」について中間点検を行い、施策ごとに評価を行いました。また、「第4章 投資・財政計画」については、見直しを行いました。

「3 中間報告作成の経緯」についてですが、ビジョンには策定から5年後をめどに中間点検を行うとともに、必要に応じて見直しを行うことを定めていることから、「第3章 経営方針実現のための施策」について令和5年度までの取組内容、評価、評価に至った理由、課題など、今後の方向性を取りまとめました。また、「第4章 投資・財政計画」は、経営戦略の主要部分に相当することから見直しを行い、併せて中間報告案としました。

「4 概要」についてですが、「第3章 経営方針実現のための施策」の中間点検については、2ページを御覧ください。

2ページの表1の右側の列に、28の実現方策の評価をそれぞれ記載しております。評価は、Aが「前倒しして順調に進んでいる」、Bが「ほぼ計画どおり進んでいる」、Cが「若干遅れ気味である」、Dが「計画の達成は困難である」、Eが「計画の見直しを含めた再検討が必要」の5段階としており、内訳としましては、Aが五つ、Bが21、Cが二つとなっております。

また1ページにお戻りください。

次の「第4章 投資・財政計画」の見直しについてですが、まず、投資計画ですが、令和5年度までの施設更新等の進捗に基づき見直しました。具体的には、上下水道事業は更新需要と財政収支の見通しを踏まえて投資規模を確定し、本計画を基本に工事を進めていますが、コロナ禍などによる社会情勢の変化から大きく影響を受けたことから、今後の計画を再考し内容の見直しを行いました。

次に、財政計画は、今後の人口減少や物価変動などの影響を見込んで見直しました。具体的には、主な収入では、給水収益及び下水道使用料について、家事用は人口減少による影響を見込んでいますが、業務用は景気動向により需要が変動するものの、コロナ禍の影響による減収からは着実に回復傾向にあることから、若干上向きで推移すると想定しました。

主な支出では、維持管理費について、ガス料金や電気料金、薬品費、労務単価の上昇を見込み、人件費では現在の人員体制での再試算を行うなど、内容を見直しました。

「5 今後の流れ」としましては、当委員会終了後、中間報告書及びビジョンの改訂版を市のホームページなどで公表する予定となっております。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第11号について」

○（建設）建築指導課長

議案第11号小樽市手数料条例の一部を改正する条例案について、御説明いたします。

資料を御覧ください。

改正要旨ですが、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正に伴い、住宅部分に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の新設等を行うほか、建築基準法の一部改正等に伴い、既存の手数料の改定を行うとともに、所要の改正を行うものです。

改正の背景ですが、カーボンニュートラルの実現に向け、令和4年6月に建築物の省エネ性能の一層の向上を図る対策の抜本的な強化のための改正法が公布され、現行法では住宅や小規模な非住宅は対象外とされてきておりま

したが、原則全ての新築等を行う建築物を対象として、建築物エネルギー消費性能基準への適合が義務づけられることとなりました。また、このことに関連し、重量化する木造建築物に対応する構造安全性の基準の整備及び建築確認検査の審査省略制度の見直しが行われることとなりました。

改正内容、（１）建築基準法に係る各手数料ですが、建築物に関する確認申請等手数料及び完了検査手数料について、審査省略対象建築物に係る手数料の区分を追加するとともに、省エネ基準との整合確認などの審査時間の追加による手数料の改定を行うものです。また、完了検査手数料の改定に併せて中間検査手数料の改正も行うものです。なお、当該手数料は全て改定することになるため、人件費等の見直しによる改定も併せて行っております。

２ページ目を御覧ください。

（２）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に係る各手数料ですが、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料及び軽微変更該当証明書交付手数料について、新たに建築物省エネ法の対象となる住宅部分の手数料の項目の追加を行います。

また、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料及び変更認定申請手数料については、仕様基準・標準計算併用法の手数料の区分の追加を行い、建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料については、法令から削除されることから手数料の廃止をするほか、完了検査手数料を新設するものです。

（３）所要の改正として、これらの法令改正に伴う引用条項の改正を行うものです。

施行期日につきましては、法令の施行日に合わせて令和7年4月1日からの施行を考えておりますが、令和6年11月1日施行の建築基準法の一部改正部分については公布の日として考えております。

３ページ目、４ページ目につきましては、各手数料を表にまとめたものとなっております。

○委員長

「議案第19号について」

○（水道）総務課長

議案第19号小樽市水道布設工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

水道布設工事監督者は、水道工事を行うに当たり必要な資格となっており、水道技術管理者は、水道法により水道の管理について技術上の業務を担当させるため1人置かなければならないとされているものです。

主な改正内容といたしましては、水道布設工事監督者の資格基準を改正後の政令と同じ資格基準に変更するもので、必要とされる学歴等について、これまで土木工学科以外は対象外でしたが、新たに機械工学科及び電気工学科も対象となります。また、実務経験も必要年数の半分は水道に限らず、多分野である下水道や道路等の実務経験でよいものとなります。

水道技術管理者の資格基準も同様に、改正後の政令と同じ資格基準に変更するもので、必要とされる学科等の対象として、新たに1級土木施工管理技士検定合格者が追加されます。

施行期日は、令和7年4月1日としております。

○委員長

「議案第26号について」

○（建設）維持課長

議案第26号動産の取得について御説明いたします。

今回提出いたしました議案は、冬期の雪処理場などで使用している除雪ドーザの取得に係る物品契約を締結するものであります。

現在、老朽化が進んでいる本市所有の除雪機械の更新を行うことにより、安定的な除雪体制の確保に寄与するものであります。

なお、本件につきましては、本年11月27日に入札を行い、落札業者でありますコマツカスタマーサポート株式会社北海道カンパニー札幌北支店と仮契約を締結しており、仮契約金額は、消費税等相当額込みで2,328万7,000円となっております。

○委員長

これより、質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、みらい、公明党、立憲・市民連合の順といたします。

自民党。

○中鉢委員

◎橋梁長寿命化修繕計画ほか2計画の2期計画案について

まず、報告を受けまして、小樽市橋梁長寿命化修繕計画についてであります。

橋梁の問題というのは、もう十数年前から、高度経済成長時に橋梁が多くできて、今頃その寿命を迎えるのが大変多くて、大体50年以上経過した橋というのが全国で多分4割ぐらいになっているのかと。本市の中でも修繕を迫られているということでございました。

それで、小樽市橋梁長寿命化修繕計画ですが、やはりコストを抑えていかなければならないという観点から考えまして、橋の構造というのは多分、昔からさほど変わっていないのですけれども、もしも大きく変わったとすれば伸縮装置の部分が昔と比べて一番進化しているのかと。伸縮装置も、昔は間にゴムが入ったようなものが多かったりしまして、そのゴムの部分がくっついて修繕のときに取れないというのがあって、今はゴムが使われなくなったり、すぐに取り外せるようになったり、いろいろな伸縮装置があると聞いております。

それで、NETISなど国土交通省が定めている新技術の活用もありますけれども、50年程度経過して修繕する場合のときのコストも十分考えなければならないのかと思います。そのときは安く抑えようと思って、安い伸縮装置を用いたはいいいけれども、十分に耐用年数もたないというよりも、しっかりとした伸縮装置を選ぶところから始めていただいて、それなりのコストが抑えられて、それこそ長寿命化、長く使えるものを選択するというのが必要なのかと思います。

これは入札の関係になってくるのかもしれませんが、橋の伸縮装置を吟味して、これがふさわしいのではないかと、コストも抑えられて、ある程度長く使えるのではないかというものを市で選んで橋の修繕のときに、設計折り込みというのでしょうか、この橋の修繕のときはこの伸縮装置に切り替えてくださいということが可能なのかどうか、お聞きしたいと思います。

○（建設）建設課長

先ほど資料の中で御説明いたしました、3ページの「6. 新技術等の活用と費用の縮減」というところでございますけれども、これがまさに中鉢委員がおっしゃっていた技術でございます。伸縮装置そのものを従来工法では交換していたところですが、この4橋については、ゴムの部分的な修繕で健全化が図れるということで、コストの縮減を見込んでいるところでありまして、先ほど委員がおっしゃいましたNETISに記載されている技術でございます。

発注に当たりまして、当然のことながらそのことを計画にうたいますので、念頭に置きながら実際に見込んでいる技術が妥当なのかどうかというのを検討した上で、設計に盛り込んでいくという形にしたいと考えております。

○中鉢委員

私が資料をしっかりと読めていなかった部分もありましたが、そんな形でよかったと思っております。

◎公園について

次に、先月、市民と議員の懇談会というものが開催されまして、そこで多くの意見が寄せられております。その中から、私は公園について寄せられた部分を中心に質問してまいりたいと思います。意見を述べられた方が、この委員会の審議の模様を見ていただけるかどうか分かりませんが、本市の公園の概論とか総論的な部分から質問を進めていきたいと思います。

まず、公園ですけれども、都市計画法だと思いますが、公園の分類について大まかに御説明をいただきたいと思います。

○（建設）公園緑地課長

都市公園の大まかな分類としまして、住区基幹公園、都市基幹公園、大規模公園、国営公園、緩衝緑地等があります。

○中鉢委員

今、挙げていただきました住区基幹公園、都市基幹公園というのが小樽市においては多いのかと思いますが、それにつきまして詳しく御説明をいただけますでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

住区基幹公園ですけれども、主として近隣住区内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保しまして、住民の日常的な身近な利用に寄与するために近隣住区を利用単位としまして設けられる基幹的な公園で、その機能から街区公園、近隣公園、地区公園に区分されております。

都市基幹公園につきましては、主として1の市町村の区域内に居住する者の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保するために、都市を単位として設けられる基幹的な公園で、その主たる機能から総合公園及び運動公園に区分されております。

○中鉢委員

今御説明いただきましたが、住区基幹公園というのが私どもの生活の身近にある公園であって、都市基幹公園というのがもう少し規模が大きいもので、それぞれカテゴライズされているのが、住区基幹公園の中に街区公園、近隣公園、地区公園があって、都市基幹公園の中に総合公園と運動公園がカテゴライズされているというのは理解いたしました。

本市の中で、それぞれの数についてお聞かせいただけますでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

数ですけれども、街区公園が71か所、近隣公園が11か所、地区公園が6か所、総合公園が3か所、運動公園はございません。

なお、そのほかに緩衝緑地等である都市緑地が2か所ございます。

○中鉢委員

市として、公園の数に対してどのように捉えておられるのか、他都市などと比較しての見解をお示してください。

○（建設）公園緑地課長

現在市内には、先ほど述べました都市緑地を含めまして93か所の公園がありますが、道内の人口10万人以上の9都市で、行政面積に対する公園の数を比較しますと本市は6番目となりまして、少ないほうになるものと考えておりますが、古くなった遊具やベンチを新しいものに取り替えるなどして、今ある公園を充実させ、魅力ある公園にしていきたいと考えているところでございます。

○中鉢委員

人口が同じような道内都市と比べると、面積からいけば少ないほうに当たるということを理解いたしました。

次に、国の公園の設置基準というのがあると思いますけれども、どのようなものでしょうか、お示してください。

○（建設）公園緑地課長

都市公園法施行令では、住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準を定めておりまして、1の市町村の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積標準は、10平方メートル以上とし、当該市町村の市街地の都市公園において、当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とすることとなっております。

○中鉢委員

小樽市都市公園条例の中では、設置面積の基準、敷地面積の基準などはどのようになっておりますでしょうか、お示してください。

○（建設）公園緑地課長

小樽市都市公園条例では、住民1人当たりの公園の敷地面積の標準としまして、市の区域内の公園の住民1人当たりの敷地面積標準は、12平方メートル以上とし、市街地の公園の住民1人当たりの敷地面積標準は8平方メートル以上としているところでございます。

○中鉢委員

基準を御説明いただきましたが、それを本市は満たしている状況でしょうか、お聞かせください。

○（建設）公園緑地課長

令和4年度末のデータが直近なのですが、本市の区域内の公園の住民1人当たりの敷地面積標準は12.0平方メートルで、市街地の公園の住民1人当たりの敷地面積標準は9.0平方メートルであるため、基準を満たしております。

○中鉢委員

人口が減少したから何となく満たしたのかというような数字でもありますけれども、ぎりぎり満たしているということを理解いたしました。

また、公園の地域の偏在があるのでしょうか、市の見解をお示してください。

○（建設）公園緑地課長

公園の地域の偏在につきましては、古くからまちが形成されている地域につきましては、適地がなく不足しておりますけれども、土地区画整理事業などで整備された地域では、公園緑地が適切に配置されているため、地域によりばらつきはあるものと考えております。

○中鉢委員

市民と議員の懇談会の中で寄せられた意見として、遊び場とか遊具が充実していなくて子供を遊ばせたいと思う公園がないであるとか、天候に関係なく遊べる公園がないなどがありまして、具体的な公園名として挙げられておりましたのが、手宮公園の整備が行き届いていないのではないかと、バスケットのゴールなどが少ないという指摘も受けたところです。

そのようないろいろなお話がある中で、市として市民のニーズについて調査をしているのでしょうか、お聞かせください。

○（建設）公園緑地課長

公園に対する市民ニーズの調査についてですが、現在進めております小樽公園の再整備では、全市を対象に整備を望む施設などについて市民アンケートを実施しており、住宅街などにある小規模の公園の整備の際は、遊んでみたい遊具の種類などを地元の町内会や小学校を対象にアンケート調査を実施しているところであります。

○中鉢委員

続いて、手宮公園についてでございます。

手宮公園のことを過去の議事録でも説明はしていますけれども、本日欠席の高野委員がよく質問されておりました。私もその御意見をいただいてからは、手宮公園に行けていないのですけれども、春先は桜であるとか季節の花々、秋に紅葉、また庭園もすばらしいと思ひまして、海が見えるロケーションもすばらしい公園だと思っています。

手宮公園の維持管理の予算についてお示しいただきたいと思います。

○（建設）公園緑地課長

手宮公園の令和6年度の予算につきましては1,093万9,000円となっております。

○中鉢委員

そのような維持管理費用の中で、草刈り等は年に何回実施されておりますでしょうか。また、十分に管理できているという認識をお持ちなのか、お伺いしたいと思います。

○（建設）公園緑地課長

まず、草刈りの回数ですけれども、園路際、遊具広場と手宮緑化植物園内について年2回実施しているところでございます。

また、管理につきましては、草刈りを年1回から2回に増やしているところではあるのですが、草刈りとしては十分に行き届いていない部分もあるものと考えてございます。

○中鉢委員

次に、遊具という点から質問いたします。

公園にいろいろな遊具がありますが、今回バスケットゴールについて意見が寄せられておりました。市内にバスケットゴールがある公園は幾つあるのか、どちらの公園になるのでしょうか、お示してください。

○（建設）公園緑地課長

バスケットゴールがある公園につきましては、朝里川公園、からまつ公園、ヤチダモ公園の3公園にございます。

○中鉢委員

何となく偏在はしていないというのを理解いたしました。

全ての遊具は確認できません。私も今回いろいろと調べる中で、こんなに遊具があるのだと思って、子供ではないのですけれども、見て楽しくなったのですが、例えばスケートボード等で遊べる公園というのは、市内にはあるのでしょうか。あれば公園名をお願いいたします。

○（建設）公園緑地課長

ある程度の広さの舗装があり、スケートボードができそうな場所としましては7公園あります。公園名でいくと、小樽公園、幸中央公園、入船公園、朝里川公園、銭函中央公園、からまつ公園、色内埠頭公園ですが、公園内での危険行為や他人に迷惑をかける行為は禁止しておりますので、遊び方や地域の声によっては禁止される場合もあるものと考えてございます。

なお、スケートボード場として整備されている公園はございません。

○中鉢委員

次に、水遊びができる公園が市内にあるのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○（建設）公園緑地課長

現在市内には、都市公園にはないのですが、都市公園以外の運河公園の噴水地の一部において小さな子供が入れる施設になっているところがあります。水遊び場の整備に対する市民ニーズも高いことから、小樽公園の再整備で水遊びの整備を行っていきます。

○中鉢委員

遊具や設備の場所を聞いているのは、近くにないという表現を市民の方がよくされるわけです。何をもって近い、遠いというのは、公園で遊ぶのは子供であって、子供の距離感で近いのか、遠いのかとなると、子供は機動力がありませんので、どこの公園にもいろいろな設備、遊具というのは難しいのかと思います。もちろん東西に長い本市ですので、偏在化しないように公園設備もしていただけたらなと願うところであります。

今、策定しようとしております小樽市立地適正化計画にも居住誘導地域には核となる公園を整備していただき

と思いますが、小樽市緑の基本計画なども交えながら、今後の公園の整備の方針について、雑駁ですが、見解を御説明いただきたいと思います。

○（建設）公園緑地課長

今後の公園の整備方針についてですが、当面は現在策定しております第2次小樽市公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化した施設のある公園を順次整備していき、さらに、既存の大型公園を充実させるために、小樽公園の再整備を行っていきますが、新しい公園の整備は現段階では難しいものと考えております。

小樽市緑の基本計画では、都市公園の適正な配置と都市公園の機能の集約の方針が示されておりますので、将来的には小樽市立地適正化計画に基づき、既存の公園の集約とか充実などについては検討を進めていくことになるものと考えてございます。

○中鉢委員

◎除雪期間を除く工事の平準化について

次に、除雪期間を除いた工事の平準化についてというテーマで質問させていただきたいと思います。

今年から、除雪の管理者の電話対応について、夜間は留守番電話対応にさせていただいて、管理者の方も少し負担が軽くなったのかと思います。ただ、やはり事業者の方が抜けられたら、除雪の体制が維持できないという待ったなしの状況であること、予断が許さない状況であることには変わりはないのかと理解しております。土木、建設に限らず、設備の事業者など総出で除雪に取り組むというのは雪国の自治体の市是のようなものと思います。

よく工事の平準化について議論がなされることがありますが、国もゼロ国債と呼ばれますが、雪国にあつては、除雪期間を除いての平準化をあるべき姿としなければならないのかと思います。本年もゼロ市債の工事を出しておりますが、ゼロ市債の工事の発注を出す意味についてお聞かせいただきたいと思います。

○（建設）建設課長

ゼロ市債の工事を出す意味についてでございますが、4月から6月の閑散期に工事量を確保するとともに、年間を通じた工事量の平準化を図ることなどであります。

○中鉢委員

ここ3年間で結構ですので、ゼロ市債の工事の数の推移をお聞かせください。

○（建設）建設課長

ゼロ市債による工事発注の本数ですが、令和4年度は4本、令和5年度は3本、令和6年度は5本を予定しております。

○中鉢委員

本年度は少し多いのかというのは見ておりました。

では、除雪の期間、ここでは12月から3月までの間、建設部と水道局の土木関連工事で工期が12月から3月に設けられている工事は幾つありますか。こちらも令和4年度、5年度、6年度の数字でお聞かせください。

○（建設）建設課長

除雪期間12月から3月までの間で工期が設定されている工事の本数でございますが、建設部では令和4年度は40本、令和5年度は33本、令和6年度は15本の予定でございます。

○（水道）水道事業課長

水道局発注工事におけます12月から3月までに工期を設定している土木関連工事の件数でございますが、令和4年度は水道工事が9本、下水道工事が9本、令和5年度は水道工事が6本、下水道工事が4本、令和6年度は水道工事が10本、下水道工事が8本となっております。

○中鉢委員

何となく、最近その期間の工事が少し減っているのかという印象も持ちました。

冬期間、舗装などの工事はよい仕事はできませんし、設備であるとか水道も工事が出ているというのは理解しております。小樽市の場合ですと、設備を主にやっているのは事業者、小さなダンプを持っていたり、除雪に関わっている事業者もいるのかと思います。

国や道の工事の発注はさておき、小樽市については、その時期は除雪に100%の注力をしてもらうような環境の整備が必要であると思いますが、見解をお伺いしたいと思います。

○（建設）建設課長

環境の整備につきましては、令和6年4月からは、建設業の週休2日制の導入や、工事の規模によっては工期が長期化する場合がありますが、工事の早期発注に努めてまいりたいと考えております。

○中鉢委員

ぜひとも早期発注をよろしくお願いいたします。

◎市道のパトロールと未舗装道の舗装化について

次に、市道のパトロールについてであります。

小樽市と書かれたパトロールをしている車をお見かけいたします。パトロールはどのような体制で行っているのでしょうか。決められたルートなどがあるのか、1年をかけて全ての市道を見て回っていたりするのでしょうか。

また、パトロールの時間は1週間にどの程度時間を要しているのでしょうか、その辺りをお聞かせいただきたいと思います。

○（建設）維持課長

道路パトロールの体制についてですが、基本的に維持課の担当職員2名が一つの車両に搭乗してパトロールを行っております。

ルートにつきましては決められておらず、交通量の多い路線を中心に巡回した後、生活道路などを面的に巡回するとともに、市民の皆さんから通報があった道路とその周辺を巡回して道路状況の把握に努めておりますが、全ての市道を見て回ることについては難しい状況がございます。

また、パトロールの時間についてですが、平日は、おおむね毎日、維持課の職員が外勤時に目的地までの往復路の中でも行っており、時間については特に設定してはございません。

○中鉢委員

特段この時間にパトロールをしているというものではなくて、業務の中でパトロールをしているということを理解いたしました。

パトロールで見て回っているのは、夏期であれば道路の路面や側溝の状況、街路樹や道路照明、あと河川の状況などもあるかと思うのですが、その辺りを想定できるほかに、どのような点を見ておられるのでしょうか、お聞かせください。

○（建設）維持課長

ただいま委員からお話がありましてとおり、道路の路面や側溝の状況等のほかに道路の占用物件が破損などにより交通の支障になっていないかなどについても確認するようにしております。

○中鉢委員

そのパトロールで見て回っている中で、異常が見つかったり、市民より声が寄せられるのはどのような点についてが多いのでしょうか、お聞かせください。

○（建設）維持課長

令和5年度におきましては、主に舗装の補修や側溝、蓋、ますの破損や側溝のしゅんせつの依頼などが多く寄せられておりますが、そのほかにもカーブミラーの面調整や砂回収、路面清掃の依頼なども寄せられております。

○中鉢委員

私も質問を作成していて、道路の側溝のことが多いのだらうとは思っておりました。

パトロールとしてではなくて、ふだんの業務の中でのパトロールということでお聞かせいただいたのですけれども、市内をくまなく回っておられるのは、私が思いつくのは、郵便配達や新聞配達の方々、よく自治体と連携協定を結んでいるケースがありますが、例えば、小樽市と小樽市内の郵便局、もしくは小樽市内の新聞販売店、今日も記者が入っておられますけれども、新聞業者はくまなく回っておられるのかと思いますので、そのような方が気になった点を建設部にお知らせいただくということをすれば、パトロールに対する負担も少なくなって、なおかつ、きめ細やかな対応も可能かと思います。

新聞販売店の方もこれだけ山坡が多くて大変なところをくまなく回っておられますので、連携協定がどのようなものかというの、もちろんあるかと思うのですけれども、新聞というのは我々にとっては欠くことのできないインフラですので、そのような形で新聞販売店に力を借りながら、市として何か応援ができないかと思ったりするわけです。

民間の方にパトロールの一部をお願いするという考え方について見解をお伺いしたいと思います。

○（建設）維持課長

現在本市では、日本郵便株式会社の小樽市内郵便局やヤマト運輸株式会社、北海道中央バス株式会社と包括連携に関する協定を締結している状況でございます。連携の事項といたしましては、安全で安心な地域社会の実現に関する事項としまして、路面状況に関する情報を提供いただいたり、舗装が傷んでいる箇所など大変有益な情報となっているところでございます。

委員がおっしゃいますとおり、御協力いただける民間企業が増えれば、ますますの連携の強化や我々の負担の軽減にもつながるものと考えてございます。

○中鉢委員

今3事業者のお名前が挙がりました。市内の郵便局、北海道中央バス、ヤマト運輸から上がってくる情報の件数等、何か情報がありましたら最後にお聞きしたいと思います。

○（建設）維持課長

ただいまお話しした連携しているところからの通報の件数ということでございますが、主なものといたしましては、日本郵便株式会社からは、主に配達員の方々だと思うのですけれども、道路の損傷状況などを報告いただいている状況です。令和5年度におきましては4件、直近、令和6年でいきますと、ただいまの時点で4件いただいている状況でございます。内容といたしましては、道路の路面の凹凸の件が主な内容となっております。

あと、件数などは今把握できておりませんが、北海道中央バスからは、主なものとしては冬期の路面の状況等についていろいろ通報いただくことがあります。路面が滑りやすい状況があるとか、車道の幅員が少し狭くなってきたという情報などをいただいている状況です。

ヤマト運輸については、ただいまデータは持っておりませんのでお答えできません。

○中鉢委員

今回、除雪とパトロールについて質問いたしましたが、除雪をされる事業者、そして本市の建設部に関わる職員の皆さんも、極力負担のない形で、よりよい仕事ができるようになればいいと思っておりますので、今後とも引き続きパトロール、また除雪もどうぞよろしくお願いいたします。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

みらいに移します。

○白濱委員

◎空き家対策について

最初に、空き家について伺います。

11月16日に開催されました市民と議員の懇談会において、テーマを「人口減少対策～子育て世代が暮らしたくなる小樽のまちづくり」、「これからの小樽に必要なものは」とし、意見交換した中から、市民の御意見を質問としてお聞きしてまいります。

空き家に関する質問です。空き家対策といたしまして、尾道市のガウディハウス、古民家をリノベーションした尾道の空き家再生のシンボルを参考にしたらよいのではないかと。空き家をアーティストにリノベーションしてもらうなどという御意見についての見解をお示してください。

○（建設）松原主幹

本市では、既に歴史的建造物を活用した事例が多数ありまして、あえて広島県尾道市のような古民家のリノベーションを小樽市が行うことというのは想定しておりませんが、尾道市では、空き家活用に向けて様々な取組があることから、本市としては、その効果が見込めるような取組につきましては採用について研究してまいりたいと考えております。

○白濱委員

同じくもう1点、伺います。市と不動産会社が希望者に市内の空き家ツアーをしてみてもどうかという御意見についての見解をお示してください。

○（建設）松原主幹

空き家を含めた不動産が欲しいという方につきましては、北海道で行っている空き家バンクですとか不動産業者が出していращやる不動産情報により建物の現地の状況ですとか建物内部の写真も載せていることもあり、ある程度その建物の情報を得ることができているというのが考えられますが、先ほども答弁させていただいたとおり、尾道市が行っている様々な取組で、本市にとって効果が見込めるような取組については調査・研究してまいりたいと考えております。

○白濱委員

もう1点、質問があります。空き家の活用として、市が借り上げて貸すのはどうかという御意見についても見解をお示してください。

○（建設）松原主幹

空き家の借上げ等につきましては、小樽市が借り上げて貸したりですとか、購入する希望者の方へ売買するということは、活用されるまで小樽市で財産の管理をしていかなければならないということもありまして、本市においては体制の面でも財政的な面でも難しいものと考えております。

○白濱委員

ただいまの御答弁は、市民と議員の懇談会実施委員会にしっかりとフィードバックをしていきたいと思っております。

次に、空き家につなげて質問してまいりたいと思っております。

まず、報告をお聞きしまして、特定空家等に係る略式代執行の実施について何点か伺ってまいります。

資料によりますと、今回は略式代執行でしたが、行政代執行との相違点については、所有者の判明の有無ということがよく分かりました。認定されてから執行に至るまでの期間についても違いがあると思っておりますけれども、今回のケースでは、資料によりますと約6年間を要しております。

では、略式と行政とでは、代執行に至るまでに一般的、平均的にどのぐらいの歳月の違いがあるのかお知らせ願います。

○（建設）松原主幹

代執行までの期間につきましては、それぞれの空き家の状態にもよりますので一概に期間を示すことはできません。ただし、行政代執行は、所有者等に対して指導、助言、勧告、命令、代執行と手順を踏む必要があり、手続には一定の期間を要します。

一方で、略式代執行は、指導、助言等の手続をせず代執行が行えるため、一定の期間を省略して代執行が行われることになりますので、略式代執行のほうが早く対応することができます。

○白濱委員

いろいろ難しいケースがあると思いますので、期間もきちんとした定めのものはなかったのかと捉えました。

それでは、空き家の所有者が判明している場合は、勧告として特措法第22条第2項に基づきまして、所有者等に対し相当の猶予期間を設けて除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置を取ることを勧告することができるとありますが、ここでいう相当の猶予期間とはどれぐらいの期間を示すのか、お示しください。

○（建設）松原主幹

ここでいう相当の猶予期間といいますのは、勧告による必要な措置を行うために必要と認められる期間であるため、例えば建物を除却するには、工事費用の調達方法の検討ですとか、除却業者を探したり、除却作業を行う期間が必要であります。木の伐採であれば、その期間は建物の除却をするよりは短くなって、措置の内容によって期間は異なってきますので、一概にどの程度の期間ということをお示しするのはできません。

○白濱委員

これもまたいろいろ難しいケースがあるということで、猶予期間が定められないということが分かりました。

次に、今回実施した理由には、所有者等による措置が期待できずとの記載があることから、今回のケースでは、建物については相続放棄していたことが分かりました。

では、土地の所有者についてはどのようになっているのか、お知らせください。

○（建設）松原主幹

今回代執行いたしました空き家の敷地は、河川敷地でありまして、所有者は国となっております。

○白濱委員

それでは仮に、土地も相続放棄されていたり、所有者不明の場合、除去後の土地に関する取扱いの流れを御説明願います。

○（建設）松原主幹

空き家の建物の所有者と土地の所有者が同一人物であり、かつ相続人が不存在である場合は、市が所有者に対し、清算人制度という制度を用いて、清算人を立てて土地を売却することで代執行費用の回収を図っていきます。

また、土地所有者が空き家所有者と別人物で相続人が不存在の場合は、費用の回収はできないため、解体したままの状態となります。

○白濱委員

それでは、逆に土地所有者が建物所有者と別にいる場合で、何らかの事情により略式代執行が実施された場合は、その後の土地所有における土地の取扱いはどうになるのか御説明願います。

ちなみに、今回のように国が土地の所有者の場合はどうになるのかも併せて御説明願います。

○（建設）松原主幹

土地の所有者が建物所有者と別にいるということは、建物所有者が借地をしているということになりますが、借

地上にある空き家で、建物所有者を確知できず判明することができないときは、略式代執行により建物を除却した場合であっても、借地権が消滅するわけではなくて、借地権を設定している土地所有者は建物除却後の土地を自由に使用できるようにはならないため、土地所有者は建物所有者に対し、清算人制度などを用いて借地権の解消を図っていくことになると思います。

また、今回の土地所有者は国であります、河川用地となっております管理をしているのは市になり、今後は河川用地として適正な管理を行っていくことになります。国の土地の場合は、国などが適正な管理を行っていくことになります。

○白濱委員

次に、代執行の費用について伺ってまいりたいと思います。

略式代執行と行政代執行との代執行費用についての相違点についてお示ください。

○（建設）松原主幹

代執行に係る費用につきましては、略式代執行と行政代執行とありますが、どちらの代執行であっても相違ない形となります。

○白濱委員

今回のケースでは、2分の1が国費とのことですが、国庫支出金の名目と、残りの2分の1の本市としての支出金の名目をお知らせください。

○（建設）松原主幹

国の国庫の支出金の名目としましては、住宅市街地総合整備事業の空き家対策総合支援事業になります。

また、本市の支出金の予算名目は、特定空家等住宅除却費助成事業費で委託料となっております。

○白濱委員

次に、今回のケースの今後の代執行費用についての回収見込みと、一般的に代執行の費用回収見込みについて、略式代執行と行政代執行について、それぞれお示ください。

○（建設）松原主幹

略式代執行は、相続人が不明もしくは不存在であることが条件となりますので、かかった費用の回収というのは基本的には見込めない形となります。

行政代執行は、所有者等が存在していることになりますので、この所有者等に対し代執行費用を徴収していくことになります。

○白濱委員

費用の関係について、見込める、見込めないでそれぞれ違いがあるということが分かりました。

次に、本市の代執行の実施の履歴についてお知らせ願います。

○（建設）松原主幹

代執行には、建物や土地などに関するものがございしますが、今回の空き家についての代執行というのは今回が初めてで1件目になります。

○白濱委員

初めてということで、大変なことだったとは思いますが。

では、今回の略式代執行の空き家解体の施工業者の選定についてはどのように決定されたのか、お知らせ願います。

○（建設）松原主幹

当該空き家には、家財道具等が建物の中に残されておまして、そういった一般廃棄物の処分が必要であったことと、建物が倒壊寸前で解体を進めながら一般廃棄物の動産調査を行う必要があったことから、一般廃棄物の運搬

及び解体の許可を所有している市内業者3社を選定し、入札により委託者が決定しました。

○白濱委員

入札により決定されたということです。

次に、現在特定空き家の中で所有者が判明している件数と判明ができていない件数はそれぞれ何件あるのか、お示ください。また、その中で、今回に近い状況の特定空き家はあるのでしょうか、お知らせ願います。

○（建設）松原主幹

現在認定している特定空き家等は38件ございますが、その38件のうち所有者が判明しているのは30件、所有者が不存在というところも含めます判明できていないとった物件が7件、残りの1件につきましては現在調査中となっております。

今回と同じように危険な状態で、切迫性が高い物件は現段階ではございませんが、今後の建物等の経過によっては今回と同じように代執行を行っていくことも考えられます。

○白濱委員

最後にお聞きいたします。代執行に至らないために、所有者と本市で、それぞれ心がけていくことをお示ください。

○（建設）松原主幹

建物の適正な管理ですとか、使用しなくなった際の建物の解体などについては、基本的にはその所有者の責任において行っていただくこととなりますので、そういった建物の管理を最後まで責任を持って行っていただきたいと、また、相続することが予想される場合には、相続後のことも周りの御家族の方とよく話し合っていたいただきたいと思っております。

小樽市としましては、建物を所有されている以上、そういったことを考えなければならないということについて、機会あるごとに所有者の方へ投げかけをして、所有者の意識の醸成がなされていくことができればと考えております。

○白濱委員

こちらには対応の資料がありますけれども、この問題はなかなかマニュアルどおりにはいかない問題であるということが認識できました。これからは、できる限り代執行せずとも進むことを願うばかりであります。

次に、11月20日に起きました高島3丁目の土砂崩れ、その上には空き家があります。その後の空き家についての状況、特に安全面を含めてお知らせ願いますでしょうか。

○（建設）松原主幹

11月20日に発生いたしました高島3丁目の件ですが、敷地内には土留めの石垣がありまして、その石垣と建物が近接して建っている状態の空き家でした。石垣が11月20日に崩れまして、被害が進むと建物も倒壊する危険性がございました。私どもとしましては、発生当日、20日に現地を確認しまして、翌21日は早急に所有者への調査を行いました。

その次の日、22日には市外にお住まいだった所有者のところまで直接訪問をさせていただき、空き家、現地の状況などをお伝えしました。また、建設部建設事業室維持課に協力を願いまして、崩れた敷地ですとか石垣の部分へ被害拡大を抑制するために緊急的にブルーシートをかぶせ、これ以上、崩れないよう応急措置を現在行っている状況であります。空き家所有者からは、雪解け後に処置を行う旨の報告を受けております。

○白濱委員

現状についてよく分かりました。今後の安全・安心を願うばかりであります。

次に、小樽市空家等流通プラットフォーム事業について質問いたします。

新たな取組として、今年4月からスタートしております。

そこで、直近までの窓口での相談受付について、問合せはどれくらいあり、そのうち意向確認の結果、利用希望者の件数は何件あったのかお知らせ願います。

○（建設）松原主幹

今年4月から始めましたプラットフォーム事業につきまして、まず、窓口でのお問合せ件数につきましては約15件でございまして、そのうち、利用希望者からの相談受付件数としましては現在で4件でございます。

○白濱委員

次に、問合せの内容についてはどのような事柄であったのか、お聞かせください。

○（建設）松原主幹

お問合せいただいている内容としましては、建物を相続したけれども数年放置してしまっているがどうしたらよいのか、解体するのと売買や賃貸するのではどちらがよいのかということ、共有名義の建物を所有しているけれども共有名義のまま自分だけ売却が可能かというお問合せ内容でした。

対応方法を長年迷っていたり、対応が複雑で難しいような案件の相談で、小樽市空家等流通プラットフォームを活用し、専門家に解決、助言いただきたいという内容でありました。

○白濱委員

現在の市民への周知方法はどのようにしているのかもお知らせください。

○（建設）松原主幹

市民への小樽市空家等流通プラットフォームの周知方法としましては、空き家ガイドブックの配布、納税通知書に同封している空き家啓発チラシです。また、相談に来られた空き家の所有者に対する助言や情報提供文章に空き家ガイドブックの概要版を同封して周知を図っております。

○白濱委員

次に、本事業に関するチラシの内容からお聞きいたします。

契約が成立し、対策が実施され、業務の完了という流れの記載になっておりますけれども、ここでいう業務の完了とは、売買や利活用などが完了したということを指すのでしょうか、お知らせ願います。

○（建設）松原主幹

小樽市空家等流通プラットフォームのパンフレットに記載している業務の完了とは、売買や利活用が完了したことを示しておりますが、小樽市空家等流通プラットフォームは、流通の困難な物件を扱っているところもあり、解決するには時間を要することもあるとあって、相談者の方が空き家問題の解決に向けて各専門家からの方向性が示されることで、一定程度事業の目的は達成されているのではないかと考えております。

○白濱委員

14件の問合せ中、4件の受付ということで、受付相談された方は、今まで各方面で相談された結果、最後にたどり着いたとり得的なことだと思いますので、このプラットフォーム事業の成功事例がたくさん現れまして、少しでもよい結果につながる事業展開になりますことを期待しております。

◎道路パトロール・道路への雪出しについて

次に、道路のパトロール・道路への雪出しについて質問してまいります。

今年道内の雪の予想は例年に比べ、大雪や暴風雨が発生しやすくなり、交通障害が多発して、2021年から2022年に似た状況になる可能性があるという新聞報道の掲載記事を読みました。いずれにいたしましても、本格的な冬がもう到来しております。先ほど報告により小樽市除雪対策基本計画の中間見直し（案）の説明を受けました。よりよい市民生活の向上のために取組についてよろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、道路のパトロール・道路への雪出しにつきましては、前回の第3回定例会の当委員会におきましても質問させていただきましたが、改めて当委員会においても質問させていただきます。

まずは、夏期の道路舗装・補修業務と冬期の地域総合除雪業務、それぞれの業務の中で、受託者は道路パトロールを行っていると思いますけれども、この受託者によるパトロールはいつから始められたのでしょうか。分かれば結構ですので、お知らせ願います。

○（建設）維持課長

業務委託の中で受託者が行う道路パトロールを始めた時期ということでございますが、まず夏期の道路舗装・補修業務につきましては、確認できた過去の業務設計書の中では、平成15年度当時にはパトロール費を計上しておりまして、受託者によるパトロールを実施しております。

また、冬期の地域総合除雪業務につきましては、確認できた過去の業務設計書の中では、平成14年度当時にはパトロール費を計上して、受託者によるパトロールを実施しております。

○白濱委員

次に、本市が道路維持管理のパトロールを行っていたのでしょうか、お知らせ願います。

○（建設）維持課長

本市が行う道路パトロールにつきましては、業務委託を行う以前におきましても、以後におきましても、夏期、冬期ともに市のパトロールというものは多くなっている状況でございます。

○白濱委員

次に、なぜ業務委託でパトロールを実施しているのか、その理由をお示してください。

○（建設）維持課長

まず夏期におきましては、舗装補修が必要な箇所について、受託業者の調査によりまして舗装に関する専門的な知見から、緊急性や優先度を現地で判断するためパトロールを行っております。また、冬期におきましては、路面清掃作業の必要性や排雪の必要性について判断するため、路肩の雪山や道路幅員等の状況を現地で確認するため、パトロールを行っております。

○白濱委員

次に、現在、夏期の道路舗装補修業務、冬期の地域総合除雪業務、それぞれの受託者数と年間の業務委託料の金額をお示してください。また、委託業者は入札で決めるのか、随意契約なのか、お知らせ願います。

○（建設）維持課長

令和6年度の受託者数と年間の業務委託金額でお答えいたしますが、夏期の道路舗装補修業務につきましては、市内を三つの地域に分けて業務委託をしており、受託者数は3社であり、業務委託料は今年度の当初契約額でお答えしますと、三つの地域の合計で約4,340万円となっております。

また、冬期の地域総合除雪業務につきましては、市内を七つの地域に分けて業務委託しており、受託者数は七つのJVが受託しており、業務委託料は当初契約額でお答えしますと7地域の合計で約10億6,930万円となっております。

また、受託者の決定方法につきましては、道路舗装補修業務、地域総合除雪業務ともに入札により決定しております。

○白濱委員

前回の第3回定例会の質問では、民間委託のパトロール担当者から道路状況についての報告の流れはどのようになっているのか、お聞きいたしました。御答弁では、夏期の道路舗装補修業務については、パトロールで確認した受託者が作成する協議簿で報告を受ける。冬期の地域総合除雪業務については、受託者が作成する除雪業務日誌でパトロール状況を確認する。

また、夏期の道路の異常箇所の対応までのプロセスの問題点として挙げられることについての質問に対しては、即時対応できない理由として、小樽市と受託者との取り交わしによる協議部を基に協議をする。作業範囲、出勤範

囲を取り決めるとのことでありました。そこで、協議、打合せについてお聞きしてまいります。

穴ばこの苦情の電話が多いことに関連しまして、常温合剤による補修後は約2か月で再び砂利が出てきますが、常温合剤による補修箇所は、その後全て加熱合剤処理されるのでしょうか。全てではない場合、加熱合剤処理の判定基準をお示してください。

○（建設）維持課長

緊急性がある場合につきましては、常温合剤による応急措置を行っておりますが、その後、市と受託者との協議部の取り交わしにより、加熱合剤で復旧する箇所や範囲を決定しており、全てを加熱合剤で復旧してはおりません。また、加熱合剤で復旧する判断の基準といたしましては、現地の状況や交通量なども勘案して判断しております。

○白濱委員

次に、常温合剤による補修の記録は残されているのでしょうか、お知らせください。

○（建設）維持課長

常温合剤で応急措置を行った箇所につきましては、位置や写真等の記録を残しております。

○白濱委員

次に、その記録は、その後のパトロールにどのように生かされているのでしょうか、お示してください。

○（建設）維持課長

記録につきましては、道路舗装補修業務の受託者と情報共有をし、今後の業者パトロールや加熱合剤による復旧の判断に生かしております。

○白濱委員

次に、市民がスマートフォンで路面状況の写真を撮り小樽市に通報する道路・除雪通報サービスがありますが、どのように処理されているのでしょうか、お知らせ願います。

○（建設）維持課長

道路・除雪通報サービスにより寄せられた通報は、まず職員が現地を確認しております。その際、緊急性がある場合は常温合剤による応急措置を実施し、その後、道路舗装補修業務の受託者と加熱合剤による復旧について協議を行い決定しております。

○白濱委員

それでは、このサービスの昨年度の受付件数をお示してください。

○（建設）維持課長

令和5年度における道路・除雪通報サービスの受付件数でございますが、総受付件数で177件となっております。

○白濱委員

177件ということで、予想以上に多いと思いました。

次に、市職員による道路状況のモニタリング監視等の活用について、この目的と過去の実績をお知らせください。

○（建設）維持課長

市職員による道路状況のモニタリングの活用における目的でございますが、道路パトロールを補完することを目的に、市職員が通勤時の道路状況を除雪対策本部へ報告するものであります。

過去の実績ではございますが、令和2年度に市職員12名で、市道25路線のモニタリングの試行を行ったところでございます。

○白濱委員

民間受託者は、小樽市の指示どおりに業務に当たっていると思いますけれども、苦情が多ければ本市の指示が悪いものと市民は思いますので、歴代担当者からの申し送り事項も参考としながら、今後はより質の高い、また、と

きには工夫を凝らした取組をお願いいたします。

冬が始まったばかりですけれども、今度は春先につきましてお伺いしてまいります。

雪解けの加速度によりますけれども、砂回収を迅速に行わなければならないものと思います。

来春の砂の回収を効率的に推進することについての計画などについてお示しください。

○（建設）維持課長

春に行っております砂の回収についてでございますが、その年の天候や雪解けの状況によりまして左右されるため、計画について現時点でお示しすることはできませんが、融雪後、速やかに回収や清掃を行えるよう努めたいと考えてございます。

○白濱委員

夏と冬はやはり一貫した道路の維持管理は大変な作業であり、大切な業務でもありますので、繰り返し申し上げますけれども、市民生活の安全のためによりしくお願いしたいと思います。

次に、道路への雪出しによる雪山について伺ってまいります。

小樽市への市民からの要望・苦情等は、その声は毎年一定数上がっております。前回の第3回定例会の当委員会の中でも雪出しを抑制する看板等の設置と効果について質問をいたしました。御答弁では、昨年度は把握箇所62か所全てに設置し、効果としては、市民の認識が変わった、場所によって成果が見られたとのことでありました。また、道路交通法の観点から、警察と連携して注意喚起することについての質問に対しましては、引き続き連携を継続していくとの御答弁でありました。

そこで、今シーズン、最近ですけれども、小樽市と小樽警察署の連名で雪出しへの注意喚起のポスターが電柱に貼られております。この経緯と、特に警察署との協議内容についてお知らせください。

○（建設）用地管理課長

警察署と協議内容及び経緯でございますけれども、本年11月21日に小樽警察署交通課へ出向き、令和5年度における雪出しの注意喚起状況といたしまして、うち62か所へのポスター貼付けを実施いたしましたところですが、なかなか減少しない状況であることを伝え、注意喚起を強化するために小樽警察署との連名の可否について意見を伺ったところ、後日了承する旨の連絡が入ったところであります。

○白濱委員

このように、市と警察の両名で掲示することがより効果的と思われます。

そこで、市と警察の両名での看板等は、市内に何か所掲示する計画なのか、示してください。

○（建設）用地管理課長

基本的には、今年度貼り付ける箇所は全て連名のものと考えております。掲示箇所については、昨年の貼付け箇所を基本とし、現地の状況を踏まえ、必要に応じて適宜貼り付けてまいりたいと考えております。

○白濱委員

効果、成果の検証はこれからのことであると思いますけれども、とてもよい取組であると思います。悪質な雪出し箇所にはカメラ等を設置し改善を図ることについて、前回の質問での御答弁といたしましては、原因者を特定するための有効手段であり、費用維持費等の問題から検討の必要があるとのことでありました。

そこで、バスの運行に支障を来す箇所や、毎年繰り返し雪出ししている悪質な箇所で、新たなポスター看板等の設置をしても改善等が見受けられない場合には、カメラの設置などの費用維持等の問題もあるとのことなので、今後の対策について見解をお示しください。

○（建設）用地管理課長

カメラの設置につきましては、費用や設置場所等の問題もありますので、悪質な箇所においては、警察署への通報を行い、連携しながら指導してまいりたいと考えております。

○白濱委員

次に、本年度の看板設置等についてですけれども、12月中には掲示を全て終えることを確認しておきたいのですけれども、お知らせ願います。

○（建設）用地管理課長

看板等を早期に設置することは予防保全的に効果的であり、順次設置してまいりたいのですが、これまでの注意喚起で収まっているところもあるものと考えますし、また、現在雪出しによる雪山がない状態で掲示した場合、雪出しをしていない市民から反対に指摘を受ける事例もございますので、ある程度、現地の状況を把握しながら適切なタイミングでの掲示も必要なため、設置完了時期については明言できません。

○白濱委員

いろいろな状況がありますので、昨年と同様に62か所それぞれに設置をお願いしていただきたいと思います。

それでは、道路への雪出し、雪山の指導は、道路交通法の管轄である警察と、市道の道路管理者である小樽市の双方が協力し合い、市民の安全を守っていくことが肝要と思いますが、今後の協力体制につきまして、改めて見解をお示してください。

○（建設）用地管理課長

市民の安全を守っていくため、道路への雪出しに関しての注意喚起の必要性を警察も認識していることから、警察との連携は今後とも継続してまいりたいと考えております。

○白濱委員

今後さらなる取組をよろしくお願い申し上げます。

◎入船公園について

次に、入船公園について質問してまいります。

入船公園の駐車場について、近隣の住民から本市に対しまして、路上駐車之苦情は令和5年度が2件、令和4年度が1件であると今定例会12月12日開催の予算特別委員会での御答弁でお聞きいたしました。

そこで、予算特別委員会で答弁のあった近隣住民からの路上駐車之苦情3件について、その内容をお知らせください。

○（建設）公園緑地課長

近隣住民からの苦情の内容としましては、3件とも少年野球の試合とテニスの大会が重なったときの休日に公園の駐車場が満車になりまして、路上駐車が発生して迷惑をしているというものになります。

○白濱委員

また、このイベント時の入船公園の駐車場の利用につきましては、利用頻度の多い関係団体と必要な利用台数についてヒアリングをしていきたいとお聞きいたしましたので、予算特別委員会で答弁のあったヒアリングする予定の関係団体をお知らせください。

○（建設）公園緑地課長

ヒアリングを予定している団体は、小樽少年軟式野球連盟と小樽テニス協会を考えております。

○白濱委員

次に、車の乗り入れについて伺ってまいります。

入船コート前には自動販売機が設置されており、飲料の補充等のための業者の車が出入りいたします。また、コート整備、機材点検のための業者トラックの出入り、テニス関係者の機材等の搬入での車の出入りについて、いずれも入船コート前まで車の搬入が必要となります。

そこで、車両等の施設内乗り入れ、出入りについての規定についてお知らせください。

○（建設）公園緑地課長

公園内の乗り入れについての規定ですが、小樽市都市公園条例第5条の行為の禁止の中に、「指定した場所以外の場所への車両乗り入れ、又は止めること。」とありまして、原則駐車場以外の車両の乗り入れは禁止しているところであります。

○白濱委員

次に、原則禁止されているとはいえ、現状駐車場不足により近隣住民へ迷惑をかけている実態を踏まえますと、大会開催期間中だけでも駐車場解消案といたしまして、トイレの前のスペースを臨時的な駐車場として使用するのはいかがでしょうか。また、もう1案として、現在の駐車場の一部を、対面で使用できる仕様にできないものか、見解をお示してください。

○（建設）公園緑地課長

現在ある駐車場について、片側駐車を対面駐車できるようにするためにはある程度の幅が必要となるため、対面駐車については難しいものと考えておりますが、現在、駐車されている自由広場に臨時の駐車場として利用できるのか、また、ほかの場所に駐車場を配置できる可能性があるのかにつきましては、今後、検討していきたいと考えてございます。

○白濱委員

いろいろなことを一つ一つお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○委員長

みらいの質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時10分

再開 午後3時34分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党に移します。

○秋元委員

◎陳情第10号市道における除排雪（貸出ダンプ制度運用方法の見直し等）の陳情方について

初めに、陳情第10号に関わって質問したいと思います。

まず、冒頭陳情者から趣旨説明がありまして、非常に切実な思いも伺うことができました。その部分も含めまして、確認もしていきながら質問したいと思います。

初めに、貸出ダンプ制度の周知方法というのは、これまでどのように行ってきたのですか。

○（建設）維持課長

貸出ダンプ制度の周知方法につきましては、市のホームページや広報おたる、除雪懇談会などにおいても情報を周知、ホームページには掲載いたしまして市民への周知を行ってまいりました。

○秋元委員

私もホームページや回覧板でも見たことがありますし、非常に幅広く周知をされてきたかとは感じていたのですが、ただ、まだ知らないという方もいらっしゃるようで、私もその地域の除排雪の相談を受けたときに、こういう制度もありますと言ったときに初めて知ったという方もいるものですから、今後も、この周知については方

法についても検討していかなければならないのかと一つ思っております。

今回の陳情にもありましたけれども、地域の中で、貸出ダンプ制度を利用する団体が自ら業者を選定していかなければならないことがまず前提にあるということです。今回は、マッチングと書いておりましたけれども、これがなかなかうまくいかなかったと。

そういうことで、業者を紹介してほしいという声もあったのですが、これまで小樽市に業者との契約がうまくいかずに紹介してほしいという相談はあったのでしょうか。

○（建設）維持課長

貸出ダンプを利用されたいという方から業者を紹介していただきたいという相談のことなのですが、ここ何年か多くなってきているような感覚を受けております。何件ぐらいそういう相談があったかという詳しい件数につきましては押さえてはいたのですが、昨年度でいきますと、記録はないのですが職員の中で聞き取りをしていく中で、感覚的なものとして、おおむね20件の電話を受けたということでお聞きしております。

○秋元委員

もし分かれば、主な原因というのはどんなことが考えられると思いますか。

○（建設）維持課長

利用したい団体が業者が見つからない要因ということでございますが、今年でいきますと積込み業者登録数が昨年度から4社ほど減っているのが一つあると考えられます。

あと、利用される町内会とか団体の方々の人数も減ってきていて、この制度を利用するために要する費用を捻出するための人数というのも年々少なくなってきて大変なのかとは考えてございます。

○秋元委員

私も何うと、やはり団体なり町内会の人数が減っているというお話も聞きますし、あとは物価高騰で、事業者から提示される金額が以前よりと高くなっているのではないかというお話もありました。

そのような感覚というか、情報は市としてありますか。

○（建設）維持課長

金額が年々上がってきている感覚があるかということでございますが、近年、人件費の高騰もありますし、燃料価格の高騰というのもございますので、確かにそういった部分では、年々業者を探すに当たっては金額の面で折り合いがつかない場面があると感じてございます。

○秋元委員

今回陳情にありました日成ヶ丘第2線周辺の路線も含めて、除排雪路線の位置づけというのはどのようになっていますか。

○（建設）維持課長

今回陳情をいただきました奥沢4丁目のエリアでの除雪路線等の位置づけということでございますが、斜面の中に細い市道が団地を形成しているような場所でございます。この中で、市道名でいきますと、日成ヶ丘第2線が除雪第3種路線に位置づけられており、これに接続するもう一つの市道部分も一部、除雪第3種路線の連続として構成されているような地域でございます。そこ以外は除雪路線には位置づけられておらず、また排雪路線にも位置づけはされてございません。

○秋元委員

私も現地を、この陳情のお話をいただいた後にも真冬の状況も見てきました。また、雪がない状況のときもこの現地周辺に行ったことがありますので、先ほど答弁いただいたとおり、非常に狭隘な場所が多いということと、場所によっては非常に急な坂になっているところもあるので、除排雪するにはなかなか難儀する地域なのではないかという実感はあります。

今答弁いただいたとおり日成ヶ丘第2線は、第3種路線で圧雪管理ということだと思いますし、奥沢4丁目団地通り線、日成ヶ丘第1線、日成ヶ丘第3線、日成ヶ丘第4線については、除排雪路線にはなっていないということです。

これも、もし分かればですけども、今言った日成ヶ丘周辺の路線の最小幅員ですとか勾配の状況はどのように把握していますか。

○（建設）維持課長

今おっしゃられた地域の最小幅員と勾配ということでございますが、今お話がありました日成ヶ丘第2線の中でも最小の幅員は約6.5メートルということで押さえてございます。また、勾配につきましては、10%から最大で17%ぐらいの道路勾配があるということで把握してございます。

また、日成ヶ丘第2線のほかの部分では、さらに細くて約5.4メートルというところもありますし、勾配については先ほど申し上げた17%がこの地域で大きい勾配になるのかと認識してございます。

○秋元委員

今回の陳情では、この地域の道路状況も具体的に把握して小樽市で除排雪を行ってほしいということも望まれていると思うのですが、今お聞きしますと、一部は第3種路線に認定されていると。

ほかの路線については除排雪路線になっていないということですので、現段階では陳情者が望むように除排雪をすぐに取りかかることができないと思うのですが、これについてはどうですか。

○（建設）維持課長

こちらを地域総合除雪などで除雪が行えるかどうかにつきましては、繰り返しになりますが、道路幅員が狭いということで、除雪車が走ったときに雪をかき分けるスペースがないという部分もございまして、そういった現場状況でございますので、除雪を継続して行っていくのはなかなか難しい地域なのかと感じてございます。

○秋元委員

仮の話ですけども、ここの地域だけではなくてほかの地域でも除排雪に苦勞されている地域というのは小樽市内にたくさんあると思います。ただ、今答弁いただいたとおり、仮に今後、小樽市が除排雪をしていくとなると、市道の認定ですとか、除排雪路線の基準についても検討していかなければならないという点もあると思うのです。

そういう部分も含めて、将来、仮に小樽市が除排雪をしていくとなると、どういうものを見直していかなければならないのかということで、何か基準ですとか認定の部分も考えていかなければならないのか、その辺についてはどうですか。

○（建設）維持課長

ただいまお話がありました、仮に今後、小樽市で市道の認定も含めた場合に考えられることというか、除雪をやるとしたらどういったことになるかということですが、繰り返しになりますが、狭い道路でございますので継続的に除雪ができないということが考えられます。例えば、道路沿線に雪を押し込める土地があるとか、また、暖気などで道が悪くなったときには一時的に雪を押し込んで車を通れるようにするといった空き地とか雪押し場の確保というところがあれば除雪の仕方というものも変わってくるのかと感じてございます。

○秋元委員

今言われましたけれども、ただ、陳情の中ではやはり雪押し場がないということが一つありますので、今言われたこともなかなか現実的ではないのかという気はします。

それで調べますと、積込み登録業者は現在26社あると思いますけれども、利用する団体の方々が契約していきますと、そこが整ったら初めてその制度が利用できますということです。26社ある中で、最大の契約数といいますか、1社でどのぐらいになっているものなのか、その辺の押さえというのはできていますか。

○（建設）維持課長

ただいまの貸出ダンプの積み込み業者1社が最大で現場を受け持てるというか、受注できる最大件数につきまして、令和5年度の実績で調べたところ、積み込み業登録業者は令和5年度で30社ございました。その中で、1社当たりで最大で40件の契約を取っていらっしゃる業者がございました。こちらの数字につきましては、貸出ダンプ制度は1回目、2回目と利用できますので、それら含めた件数にはなってございますけれども、最大は40件という状況でございました。

○秋元委員

26社あるということで、多分契約が多い業者の方、また比較的少ない業者の方がいらっしゃると思いますが、少ない業者はどんな状況なのですか。例えば、もしかしたらゼロ件という業者もあったりしますか。

○（建設）維持課長

契約が少ない業者ということでございますが、令和5年度の実績でいきますと、ゼロ件という受注、ダンプ制度に登録はしたけれども、貸出ダンプ制度による積み込み作業というものは行っていなかったという会社もあるとはお聞きしてございます。

○秋元委員

もちろんそれは理由があつてのことだと思いますけれども、ゼロ件の契約だったという事業者の方の理由は分かりますか。

○（建設）維持課長

ゼロ件だった理由につきましては、現在、押さえてはいないのですが、仮に考えられるとしたら、例えば登録はしたけれども民間の除排雪を行っているため、そちらまで手が回らなかったといったことが考えられるのかと思います。

○秋元委員

私も事業者から相談を受けると、やはりもう人手が足りなくて、今までどおりに除排雪の業務すらできないというお話も伺います。昨年は1社で40件契約されていたというところはすごいと思いますけれども、仮にゼロ件というところがあったということで、やはり今まで以上に人手が足りなかったりとか、貸出ダンプ制度まで手が回らない状況が出てきているのだと改めて感じました。

それで、市の貸出ダンプ制度のしおりを見ますと、第3希望日ぐらいいまで出してくださいということで、出していただいた後に市が日程調整するということなのですが、その日程調整の内容がどうということなのかについて説明してもらえますか。

○（建設）維持課長

日程調整ということでございますが、まずおっしゃられるとおり、お申込みの際は、第1希望から第3希望を書いていただいて、それで申込み受付された後、基本的には第1希望日を日程、カレンダーに予定をはめこんでいきます。その中で、例えばダンプを配車できる限界があったとして、ある1日がその限界よりも申込みが集中した場合に日程調整が必要になってございます。

日程調整の方法につきましては、希望日が重複した場合、そのダンプが確保できない場合等に市で申込者に連絡をするなりして、第2希望日に移動できるか、3日間最大使える中で、集中した日が3日間のど真ん中の団体は、ほかの日に移れますかという、3日という大きな枠の中で移動はなかなか難しいと思いますので、1日で作業を計画しているところにまず御相談して、第2希望に移れるかどうかも含めて御相談しているところでございます。

○秋元委員

積み込み業者については団体が契約するので、それは間違いはないのですが、配車するダンプの数が足りているかどうかということが非常に問題になってくると思うので、その調整をしているということです。

今後、ダンプの運転手も少なくなっているということです、非常に難しい問題だと思いますが、その部分も含めて今後どういうことができるのかというのは議会でもいろいろと議論していかなければなりませんし、以前にも話したかもしれませんが、この貸出ダンプ制度は、どういう業者が空いていて契約ができるのかという状況もぜひ市で押さえていただいて、この陳情者もそういう部分を望んでいることがありますので、ぜひその情報も押さえていただきたいと思いますので、この点はよろしく願いいたします。

◎小樽市雪対策基本計画の中間見直し（案）について

次に、除雪に関連して雪対策基本計画の中間見直し案について。

以前からこの事業の施策の目標、目的等指標の内容、また、なかなか目標値の整合性がないのではないかという話をさせていただいて、今回の見直しの中ではかなり意見を反映していただいたことはありがたいと思っております。確認も含めて、先ほど白濱委員から質問していた部分と重なるところがあるかもしれませんが、質問したいと思います。

初めに、この小樽市雪対策基本計画の中間見直し（案）の3ページ目の地域総合除雪体制の継続、維持というところで、今までは「除排雪等に対する「市民の声」の件数」ということでした。これを見直しまして、「構成員数の現状維持」となっております。今後の市の考え方、今後の方針としては、地域総合除雪体制を維持するためには除雪オペレーターの確保が重要であるため、担い手の確保に向けた取組の検討を進めていきますということです。

この担い手の確保に向けた取組の検討というのはどういうことを言っているのかについて説明してもらえますか。

○（建設）維持課長

担い手の確保に向けた取組の検討ということで具体的にどういった取組かということでございますが、例えば除雪オペレーターというのは大型車両を運転するというところで特殊免許が必要になってきますので、そういった大型な特殊車両の免許を社員が取得する際に要する費用の補助といったことが考えられると思っております。また、他都市でもそのような助成をしている市町村もあると聞いておりますので、そういった取組状況なども確認しながら参考にしていきたいと考えてございます。

○秋元委員

この点、他都市の状況なども確認すると、やはり除雪体制の継続維持をしていくために、効率化ですとか、省力化に取り組んでいる自治体がありまして、除雪機械の操作を2名体制で行っていたところ、例えば、カメラをつけるとかセンサーをつけるなどして2人体制から1人体制にしているという自治体もありました。今まさに人手不足が叫ばれているときに効率化、省力化についても、除雪体制の継続維持には欠かせない部分なのかと思います。

そういう部分について、今後、検討していくような考えというのはあるのでしょうか。

○（建設）維持課長

繰り返すにはなってしまうかもしれませんが、担い手不足ということの取組につきましては、今考えられるところは、除雪機械等の運転免許取得支援の検討なのかなと思っておりますので、そういった部分を想定して取組を検討していきたいと考えてございます。

○秋元委員

ぜひ省力化、効率化で検討していただきたいと思います。

先ほど白濱委員も質問しておりました（iii）市職員等による道路状況のモニタリング情報の活用は、過去に21人以上を目標値として職員の方に道路の情報などを集めてもらうような取組をしていたということです。

今後の方針としてモニタリング情報を速やかに現場に反映できるような情報集約方法の仕組みづくりを検討していきますということですけれども、実際にこの職員の方が各路線の状況などを情報集約するようなシステムというのは、いつぐらいから運用していこうという考え方はあるのでしょうか。

○（建設）維持課長

市の職員による道路状況モニタリングを速やかに現場に反映できるような収集方法の仕組みづくりということで、今、考えているのは、皆さん各個人で持っているスマートフォンを使って、簡単に通勤のとき等に道路状況をステーションを選択して、例えばざくざく状況だということを簡単に入力できて、それを集約できるようなアンケート等を集約するようなシステムがございます。そういったものを活用しながら簡単に手軽に集めて、それを午前中、朝早い段階でその日パトロールに出る者にその情報をお渡しできるような収集システムの活用は今後、考えていきたいと思っております。

現在そういったものの試作ではないですが、試運転みたいな形づくりみたいなものは行っているところがありますので、今後、実用化については進めていきたいと思っています。

○秋元委員

今言った集約システムがここに書いてあるＬｏＧｏフォームというものでよかったですね。

これの見込みとしては、来年度から運用できるような状況まではいっていないとか、できそうだとか、どうでしょうか。

○（建設）維持課長

今、話が合ったＬｏＧｏフォームなのですが、試作段階ですが、もう形はできていますので、こちらは早ければ今シーズンからでも使って、どういったものか、問題点も出てくるかもしれませんので、そういったところを把握するためにも、今年度できればやっていきたいと考えてございます。

○秋元委員

次に、（ｖ）市民の皆さんとの情報共有ということで、これも先ほど白濱委員からお話がありましたＬＩＮＥを使った情報の収集ということで、平成28年、前の市長のときに道路パトロールに力を入れているということでずっと答弁していました。ただ、マンパワー的に足りないのではないかとということで、「ちばレポ」というＬＩＮＥを使った道路情報を集約するシステムを使ってはどうかというお話を質問としてさせていただいたことがありました。

今回ＬＩＮＥを使って情報収集するというので、これも以前にもお話ししたのですが、小樽市のＬＩＮＥから市のホームページに飛んで、そこから結構煩雑な幾つもの情報を打ち込んで送信するというので、非常に面倒くさいということなので、ぜひＬＩＮＥを活用できることも考えられないかと。いろいろな情報を打ち込む煩雑なことも、何かもう少し簡素化できないのかというお話もさせてもらいましたが、その辺の議論はどうなっていますでしょうか。

○（建設）維持課長

今の市民の皆さんからの情報共有ということで、現在、道路・除雪通報サービスというものを使って市民の皆様からは写真を送っていただいたりなどをしている状況でございます。また一方で、入り口はＬＩＮＥだけれども、結局メールで我々に届くというシステムになっていて、おっしゃられるとおり、いろいろ入力も面倒くさいと私もお聞きしてございます。

入力する部分もＬＩＮＥで、それを返すほうもＬＩＮＥという双方向がＬＩＮＥでできるような仕組みということにつきましては、現在の小樽市のシステムの状況ではできない状況ではあるのですが、それらを管理している総務部とも話していきながら、他の部署でもそういったものを求めがあるのであれば全庁的に取り組んでいくべきものなのかとも思いますので、総務部とも情報共有していきたいと思っております。

○秋元委員

ぜひＬＩＮＥで、簡単にと言ったらあれですけども、できるようにお願いしたいと思います。

次のところの（ｉ）ＩＣＴの導入はいいと思うのですが、（ｉｉ）除雪業務における技術の継承ということで、こ

こだけ見ると、技術の継承ということですから、私は実際に路線や道路除排雪の講習、技術の指導などをするほうがいいのではないかと考えていたのですが、今回示していただいたのは前提がＩＣＴの導入ということでありました。ＩＣＴ試行回数３回と目標値を立てています。

まずは、ここで言っているＩＣＴの試行回数というのはどういうことを言っているのか、これについて説明してもらえますか。

○（建設）維持課長

ＩＣＴ試行回数でございますが、こちらは資料に記載のとおり、現状値１回ということで、こちらの現状値につきましては令和５年度までに実施したＩＣＴの試行回数を示しておりまして、令和４年度にスマートフォンを除雪機械に乗せて位置情報を使いながら、一報の自動化といった試行を行ったところです。

今回の目標値が３回ということで、現状値１回から２回増やすということですが、今想定しているのが令和８年度に１回、令和９年度に１回ということで試行２回を重ねて、３回を目指してやっていきたいという考えてございます。

○秋元委員

そこで技術の継承というところの整合性といいますか、スマートフォンを使って今説明いただいたような取組をすることは分かるのですけれども、これがどう技術の継承につながっていくのかについてはどうですか。

○（建設）維持課長

ＩＣＴと技術の継承の関連ということでございますが、ＩＣＴ技術を使って、例えば道路の除雪を行っていく際に、ここに障害物がありますといった部分の情報をこのＩＣＴ技術を使ってオペレーターにお知らせするシステムというのがあります。この技術を使って、例えば熟練していない若いオペレーターが初めて走るような除雪の路線でも、危ない場所とか事前に教えてくれるようなシステムを使うことで熟練したオペレーターと２人でびっちり練習するということでもなく、慣れないところでも走れるという部分が、オペレーターの技術の継承にもつながっていくということでＩＣＴと関連してございます。

○秋元委員

今の取組を否定するものではないのですけれども、であれば、除雪業務における情報の共有みたいなことであれば、なるほどと思うのですが、技術の継承というその文言とＩＣＴの今の説明がどうも結びつかなくて、ぱっと見たときに、どうなのなというのが一つありますので、これは検討していただきたいと思います。

もう一つ、これも今のことに関連するのですけれども、次に、（iv）除雪業務の担い手の確保、まさに先ほど出てきましたが非常に重要な部分だと思います。これの指標の内容が除雪ステーションに配置する管理技術者の人数なのですね。

担い手の確保というよりは、管理技術者の人数にしないと、おかしいのではないかと思いますけれども、どうでしょうか。

○（建設）維持課長

こちらの管理技術者の人数にしたことということについてですが、除雪を行う上で、管理技術者は一つのステーションに業務主任と副業務主任ということで３名配置する形になっております。そういった方々が各ステーションに行ってパトロールの結果を集中的に管理したり、その日の出勤の計画を立てたりということで、ステーションの中枢的な役割を担っている技術者ですが、そういった方々がいないことには継続していけないのかという部分もありますし、また一方ではオペレーターも必要ですけれども、やはり技術者というのも同じく今後、必要な人たちなのかということで、こちららも確保していきたいと考えてございます。

○秋元委員

おっしゃるとおりなのです。そう思うのですけれども、私が議員になって、初めての議会からずっと行政評価と

事業評価という質問、提案してきたのです。

一番必要なのは、誰が見ても一目で目的と効果が分かるということが大事だということだと思うのです。今回、示していただいている施策と効果を判断する指標がどうもかみ合わない、判断できないのです。細かい話で申し訳ないですが、私たちがいろいろな議会の中で議論するときに、ここがやはり大事ではないかということではないかと思うのです。

ですので、先ほど言ったとおり除雪業務の管理技術者の人数としてくれば、これはもうすんと落ちるのです。人数が増えたのだ、減ったのだということなのですから、担い手の確保となると、私が思うにはやはりオペレーターとか直接業務に携わる人のことなのかという気がしますので、その辺も1回文言の整理もしてみたほうがいいのではないかと思いますので、どうでしょうか。

○（建設）維持課長

ただいま委員からお話がありまして、どうも目的と効果が指標とかみ合わないに見受けられるという御指摘をいただきました。今いただいた御意見については、見直しというか、もう少し分かりやすくできるかについては今後また考えていきたいと思えます。

○秋元委員

今言ったとおり、文言と事業の目的と効果がもう少し判断できるようにしていただければと思えますし、先ほど言った貸出ダンプ制度も含めて、小樽市の除排雪の体制がしっかり持続可能なものになるように検討していただきたいです、ぜひ今後も議論していきたいと思えます。

報告をいただいて、気になった点というか、感じた部分がありまして、今の中規模雪堆積場に係る固定資産税の減免制度をつくっていただきました。市内にこの制度を使ってどれぐらいの雪堆積場を必要としているのか。これは、幾つぐらいは欲しいという考え方はあるのですか。

○（建設）維持課長

中規模雪堆積場の制度をつくって、今後どのぐらいの数量の堆積場が必要と考えているかということですが、今の段階で具体的に何か所、どこに欲しいという細かなところまではないのですが、例えば今こういったところに欲しいと考えているところであれば、銭函地区でいきますと、現在市民の皆さんとか道路管理者が使用できる雪堆積場というのが1か所しかない状況でございます。こちら、リスク管理とか、いろいろな面を考えましても、もう1か所準備することで運搬距離の短縮にもつながるエリアも出てきますし、またリスクの分散ということにもなりますので、今、我々としては銭函地区にあると安定的に除排雪作業ができるのかと考えてございます。

○秋元委員

これの募集は市民の方も対象になると思えますし、企業に対しても何かアプローチをしているのでしょうか。

○（建設）維持課長

募集のアプローチということですが、この制度ができましたらホームページといったものを使って広く周知していきたいと考えています。ダンプ、トラックを使って雪を運べる中規模な雪堆積場ということなので、ある程度大きな面積、2,000平方メートル以上ということで設定させていただいておりますが、個人もそうですけれども、企業にも大きな土地をお持ちになっているところ等もあるかと思えますので、そういったところに幅広く周知して雪堆積場の確保に努めていきたいと考えてございます。

○建設部長

今、中規模雪堆積場の話がありましたが、我々が目指す雪対策というのは、これからダンプも不足しているし除雪体制も拡充されないということを踏まえると、やはり市内の各地域に中規模堆積場があると効率的な除排雪ができるのかということで、今の段階で目指すべき方向性というのは雪堆積場をどう確保するかということだと思っています。イメージ的には、箇所数はないのですが、できるだけ多く欲しいということと、地域ごとに一つずつ欲しい

いというイメージを持っています。ただ、これは個人で大きな土地を持っている方がなかなかいらっしゃらない中で、これから制度を確立した中では、十分周知して企業や何かも確保していきたいと思っております。

いずれにしても、これから除雪体制を維持していくためにはこういった堆積場ということも必要ですので、この辺を重点的にうまく取り組んでいきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○秋元委員

最後になりますけれども、市民との協働ということで、今回、小型除雪機の購入支援制度についても今試行していますけれども、岩手県滝沢市は、軽トラックも貸し出しているのです。先ほど陳情にもあった、ああいう場所というのはなかなか雪を飛ばすところもないですし、ほかの町内会でも実は使ってみたいけれども、雪を飛ばす場所がないのだよねという話があったので、もしかしたら、もちろん自分たちで運搬することになるとは思いますが、軽トラックみたいなものも貸し出すと必要とされている方もいらっしゃるのかと。

そういう制度を重層的に組み合わせながら、市民に協力していただくということも重要なのかと思いますので、一つ参考までということで、ぜひお願いいたします。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○面野委員

◎陳情第10号市道における除排雪（貸出ダンプ制度運用方法の見直し等）の陳情方について

初めに、陳情第10号市道における除排雪（貸出ダンプ制度運用方法の見直し等）の陳情方について何点か伺ってまいります。

この陳情は、大きく分けて二つに分かれているという認識でいるのですが、まず一つ目の趣旨は、貸出ダンプ制度利用時の積込み業者選定、マッチングに関する小樽市への協力要請と捉えられるものですが、今ほど秋元委員からも御質問がありましたが、印象としてはやはり事業者の中で人材不足ですとか、燃料高騰などといったものが含まれてこういったお悩みに結びついているのかということ、先ほど秋元委員からお示しいただいて、積込み業者数は26社あって4減だったということです。

この陳情の中に市担当部に電話相談するも、利用者側が業者を見い出すことができれば制度は利用できないとの回答を受けましたということで、何かこれだけ読むとけんもほろろという感じなのですが、市はこの利用者と業者のマッチングに寄与する対応を行うのは可能なものなのでしょうか。

○（建設）維持課長

利用者に対して、小樽市でのマッチングというか、そういった紹介をということでございますが、小樽市から特定の業者を紹介することはできないと認識してございます。

ただ、一方で、陳情にもあるように、近年は積込み業者が見つからないという声も寄せられておりますので、今後につきましては小樽市の関わり方も含めて検討していきたいと思います。

○面野委員

先ほどの御答弁では、ほかの地域でもそういったようなケースがあるというお示しをいただいていたので、やはり利用団体に寄り添ったような対応を今後もしていただきたいと思います。

二つ目の陳情の内容なのですが、除排雪路線になっている市道の除排雪対応と、またそのほかの市道に関する除

排雪の検討についてということです。

まず、日成ヶ丘第2線は第3種路線となっており圧雪管理をするということだったのですが、昨シーズンのこの路線の状況について、パトロールですとか、住民の皆さんの意見などを踏まえて、どのような状況であったのかということを概括的に御説明いただきたいのですが、いかがでしょうか。

○（建設）維持課長

ただいまお話のありました日成ヶ丘第2線の昨年度の状況ということでございますが、昨シーズンにおきましては、沿線の方から路面がざくざくになっているということの声を寄せられておりまして、市でも現場を確認している状況でございます。

昨年度の状況ということでございますが、ざくざくになった路面を解消するために、先ほど除雪第3種路線の沿線には、市で所有している土地がありましたので、そちらにざくついている雪を寄せるというか、飛ばすという形で、一定程度車が走れるような除雪作業をやらせていただいている状況でございました。

○面野委員

昨年は、私もいろいろ市内各所でそういったケースは見受けていたのですけれども、そのほか市内除雪路線に位置づけられている路線で、きっと同じ地理条件ということはないと思うのですが、同様の状況だったという箇所はやはりたくさんあったのでしょうか。

○（建設）維持課長

今回の陳情の場所のほかに、市内にほかの場所でも同じような状況があったかということでございますが、昨年1月に大雪が降ったということ、また途中で、暖気の影響を受け、昨年度におきましては市内のいろいろな市道の部分で同じような状況が見られたところが複数箇所あったと認識してございます。

○面野委員

次に、除排雪路線に位置づけられていない陳情について伺っていきます。奥沢4丁目団地通り線、それから日成ヶ丘第1線、第3線、第4線の状況について、陳情の中では具体的に把握するように求める内容が含まれております。これまで現地調査などを実施した経緯はありますか。

○（建設）維持課長

今の除雪路線にはなっていない市道の昨年度の状況ということで、繰り返しになりますが、昨年度も同じような除雪路線ではないところも当然ざくざくになっている状況で、そういった声も寄せられておりますので、その際にも現地は確認している状況でございます。

○面野委員

昨年も現地調査はしているということだったのですけれども、仮にですが、地域総合除雪業務内でこういった狭隘だったり、坂道の多いところを実施するにはどのような作業が必要になるのだと考えていますか。

○（建設）維持課長

地域総合除雪でこういった現場を除雪するにはどういった作業が必要であるかということでございますが、道路幅員が狭いということで雪を置いておく場所というか、かき分けておく場所がないということがありますので、例えば、沿線に空き地があるかですとか、空き地に道路の雪を飛ばすことができるかといったことが可能だとは思いますが。

一方で、除雪路線ではない日成ヶ丘第1線だとか第3線、第4線につきましては、同じく道幅が狭く、さらにかき分けができない、空き地も少ないという部分を考えますと、地域総合除雪の対応は難しいと考えてございます。

○面野委員

重複する質問になるかもしれませんが、当該地域は第2ステーションが管轄されている地域だと思うのですが、現状の業者との契約というか、仕様書で、そのような作業を行うのはやはり無理という考え方でよろしい

のでしょうか。

○（建設）維持課長

地域総合除雪の業務仕様書の中では、除雪路線について位置づけられている部分の作業というのを基本としておりますので、現行の仕様書の下で、地域総合除雪業務による作業を除雪路線ではないところの作業を行うということにつきましては、やはり難しい状況なのかと考えております。

○面野委員

それでは、市道認定はされているのだけれども、除排雪路線には含まれていないといった路線で、地域総合除雪が実施されない路線というのは、市内的にはほかにもたくさんあるという認識でよろしいですか。

○（建設）維持課長

今、委員がおっしゃられるとおり、市道として認定されている路線におきましても地域総合除雪は除雪路線に位置づけられていないような路線は市内にはたくさんございます。

○面野委員

陳情の願意を満たす作業を実施するとなれば、やはり私的には、全市的に同様の除排雪作業を実施しないと公平性の観点からなかなか難しいのかと思います。

改めて確認ですが、現状の体制で当該箇所のような除排雪業務を全市的に行うということは可能でしょうか。

○（建設）維持課長

現状の除排雪体制におきましては、限られた人員や限られた除雪機械の中で市道認定されている全ての路線を除排雪業務で行うことは困難であると考えてございます。

○面野委員

◎議案第11号小樽市手数料条例の一部を改正する条例案について

次に、議案第11号について伺います。

本条例案の改正は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律及び建築基準法の一部改正に伴う条例改正案となっておりますが、今回の改正にはどのような効果があるのか、御説明をお願いいたします。

○（建設）建築指導課長

今回の法改正の効果についての御質問をいただきました。

建築物省エネ法の改正につきましては、今まで対象外とされてきた住宅や小規模な非住宅も建築物省エネ法の対象とされることから、建築分野における省エネ対策を加速させ、カーボンニュートラルや温室効果ガスの削減といった効果があると考えられます。建築基準法の改正につきましては、建築物省エネ法の改正に伴い、太陽光発電パネルを屋根面に設置したり、断熱性能の向上のために壁の断熱材を厚くしたり、高断熱サッシを使用したりすることで木造住宅の重量化が避けられないことから、審査省略の対象を縮小することにより、構造安全性の基準をより確実にチェックする効果があると考えられます。

○面野委員

建築物省エネ法の部分は環境保護といったものに寄与して、建築基準法は安全性に対する審査基準に効果があるということです。

まず、令和5年度中に今回の改正に関わる手数料が発生した件数は何件だったのか。また、令和6年度の見込みというのは推測できますでしょうか。

○（建設）建築指導課長

昨年度と今年度で手数料が発生した件数についてということです。

建築基準法に係る手数料が発生した件数につきまして、令和5年度は確認申請が86件、完了検査が76件、中間検査がゼロ件でございました。令和6年度は11月末時点で、確認申請件数が令和5年度と同程度の件数で推移して

おりますことから、確認申請件数、完了検査件数については令和 5 年度と比較して同程度の件数になるのではないかと考えております。なお、中間検査につきましては、年度内で既に 1 件実施しておりますので、この 1 件と推測されます。

建築物省エネ法に係る手数料が発生した件数につきましては、令和 5 年度は省エネルギー適合性判定の件数につきましてはゼロ件、適合性判定対象建築物の完了検査につきましては 2 件でございます。令和 6 年度は、現在まで省エネルギー適合性判定の件数は同じくゼロ件、適合性判定対象建築物の完了検査は 2 件となっております。

この適合性判定の件数がゼロ件であることについて補足させていただきます。

省エネルギー適合性判定につきましては、法令上、民間企業である登録省エネ判定機関に行わせることができることとされていることから、小樽市では省エネルギー適合性判定を登録省エネ判定機関に委任しており、このため、小樽市で行った省エネルギー適合性判定の件数はゼロ件となっているものです。

ただし、完了検査につきましては、建築基準法による完了検査に合わせて小樽市が実施しなければならないことから、令和 5 年度、令和 6 年度にそれぞれ件数が発生しているものです。

あと、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請につきましては、認定申請の実績がないため、令和 5 年度、6 年度ともゼロ件となっております。

○面野委員

令和 5 年度に手数料が改定されるということなので、令和 5 年度の手数料収入と令和 6 年度の見込みについてもお聞かせください。

○（建設）建築指導課長

令和 5 年度、令和 6 年度に係るそれぞれの手数料についてということでございます。

まず、建築基準法関係の手数料収入につきましては、令和 5 年度は確認申請手数料が 158 万円、完了検査手数料が 122 万 5,000 円、中間検査はゼロ件でしたのでゼロ円ということになります。

令和 6 年度は、先ほどお話ししましたとおり 11 月末時点で確認申請件数が令和 5 年度と同程度ということでございますので、手数料収入につきましても、確認申請手数料、完了検査手数料につきましては同程度の手数料収入になるのではないかと考えております。中間検査につきましては既に 1 件実施しておりますので 4 万 5,000 円の収入ということになっております。

建築物省エネ法に関わる手数料収入につきましては、先ほど補足説明させていただきましたとおり、省エネルギー適合性判定を登録省エネ判定機関に委任しているため、令和 5 年度、令和 6 年度とも収入はございません。

完了検査手数料につきましても、今回の手数料条例の改正により手数料を新設する予定でございます。令和 5 年度、令和 6 年度時点では手数料を定めていなかったため、共に収入はございません。

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請につきましては、認定申請の実績がないため、令和 5 年度、令和 6 年度とも収入はございません。

○面野委員

それでは、ただいま御説明いただいた申請や検査を実施する際にかかる支出、ランニングコストのようなものはあるのでしょうか。

○（建設）建築指導課長

審査及び検査にかかるランニングコストの質問でございます。

審査及び検査については、全て市職員により実施しているため、金銭の支出はございません。

なお、省エネルギー適合性判定を登録省エネ判定機関に委任している件につきましても、適合性判定の申請者が登録省エネ機関に手数料を納付しているということになっており、小樽市としてはどちらに対する金銭の支出もございません。

○面野委員

今回の改正案では、原則全ての新築等を行う建築物が対象と示されておりますが、改正前には対象とされなかった新築等の建築物というものはありますか。

○（建設）建築指導課長

建築物省エネ法の改正につきまして、原則全ての新築等を行う建築物が対象となることにつきまして、改正前に対象とされていなかった建築物があるかということでございますが、戸建て住宅、長屋建て住宅、共同住宅、あと寄宿舎といった、いわゆる住宅と呼ばれるものにつきましては対象外ということになっておりました。延べ面積300平方メートル未満の非住宅についても省エネ基準の適合の対象外ということとされておりました。改正後は、これらの建物については全て省エネ基準への適合義務の対象となってきます。

なお、引き続き対象外となるものについて、参考までにお話しさせていただくと、10平方メートル以下の新築増改築する建物、あと仮設建築物、車庫、物置といった、そもそも設備がないものについては引き続き対象外ということになっております。

あと、件数につきまして、令和5年度ベースで試算させていただきますと、令和5年度の確認申請の件数86件中、法改正前の省エネルギー適合性判定の対象建築物は3件でございましたが、改正により新たに省エネルギー適合性判定の対象となる建築物の件数は、新たに対象となる戸建ての住宅として30件、共同住宅について2件、300平方メートル未満の非住宅として14件が対象となってくるということになります。

○面野委員

やはり対象物件が増えるということなのですけれども、改正前、これまで審査や検査、それから適合性判定というのはどのように行っていたのかをまず伺って、また1件当たりにかかる検査人数ですとか、平均的な検査時間についてはどのような感じでしょうか。

○（建設）建築指導課長

法改正前の審査、検査、適合性判定はどのような形で行っていたのかという質問でございます。

確認申請の審査につきましては、確認係3名で市内を3区分に地域分けして担当しております。係員、係長、課長の順に確認申請の内容を審査しており、審査の結果、不備・不明確な点については、設計者に対し、修正等を求める通知を交付することになります。例えば2階建ての住宅であれば、確認申請を受付してから修正等を求める通知を交付するまでにおおむね5日から6日、中規模以上の非住宅の場合につきましては、おおむね20日から25日かかっております。

確認申請の検査につきましては、確認係の係員1名と係長1名の2名体制で検査を実施しております。検査時間は、例えば2階建ての住宅であれば15分から20分程度、中規模の非住宅であれば30分から40分程度で実施しております。

建築物省エネ法に係る適合性判定につきましては、先ほどからお話ししているとおり、全て民間の省エネ判定機関で実施されておりますので、小樽市で適合性判定を実施した実績はございませんので、かかる時間については不明ということです。

建築物省エネ法に係る適合性判定対象建築物の完了検査につきましては、管理係の係員1名と係長1名の2名体制で実施しております。確認申請の検査に同行し完了検査を実施しており、中規模な非住宅であれば確認申請の検査時間と同じく30分から40分程度で検査を実施しております。

○面野委員

それでは、新設あるいは追加となる手数料に関わる審査、検査、適合性判定はどのぐらい人数が増えるとか、時間が増えるといったような想定はできますか。

○（建設）建築指導課長

法改正後のかかる時間ということでございますが、確認申請の審査につきまして、審査省略制度の対象が平家で200平方メートル以下の建築物に縮小されることから、先ほど例示しました2階建ての住宅につきましては審査省略の対象から外れることになります。また、省エネ基準への適合について、仕様基準により設計されているような場合は、その確認申請の中で仕様基準を審査しなければならないこともあります。ですので、今までおおむね5日から6日で審査していたところ、おおむね20日から25日かかることになるのではないかと推測しております。

中規模な非住宅については、確認申請の審査においては法改正後も審査時間についての影響はないものと考えております。確認申請の検査につきましては、やはり省エネ基準の適合について仕様基準により設計されている場合は確認申請と同様、建築基準法の検査に加えて省エネ基準の適合について検査することになりますので、15分から20分程度で実施していたところ、30分から40分程度かかることになると推測されます。

建築物省エネ法に係る適合性判定につきましては、先ほどからお話していますとおり、現在まで全て登録建築物エネルギー消費性能判定機関で実施されておりますので、法改正後も判定機関で全てやっていただけるのではないかと推測しておりますが、適合性判定の対象となる建築物の数が多くなることから、その省エネ判定機関が混み合った場合には、市で適合性判定を実施する状況も考えられます。仮に、省エネルギー適合性判定の対象建築物が大幅に増えるということで先ほど御説明したのですが、そのうち3割程度を市で適合性判定をしなければならないとした場合にあっては、約500時間の業務増が想定されると考えております。

建築物省エネ法に係る適合性判定対象建築物の完了検査につきましては、1件当たりにかかる時間が増えることは想定されませんが、令和5年度は年間2件だった完了検査件数が省エネ転換の対象拡大により、令和5年度ベースですと16件に増加することが想定されます。検査内容につきましては暖冷房設備、換気設備、照明設備、給湯設備等のメーカー、機種、個数を確認し、省エネ基準への適合について現地で確認するものですが、法改正の前後で検査内容に変更はございません。

○面野委員

建築指導課以外で民間事業者でも扱えるという業務があるようですが、一連の審査、検査業務というのは民間事業者でどのぐらい実施できるものなのですか。

○（建設）建築指導課長

民間で審査、検査業務ができるかということですが、確認申請の審査及び検査につきましては、国等から指定された民間企業である指定確認検査機関により実施することが可能とされております。

建築物省エネ法による適合性判定につきましては、国等に登録された民間企業である登録建築物エネルギー消費性能判定機関により実施することができます。

○面野委員

これらの検査が実施できる事業者は、身近な地域、市内ですとか札幌市などにはどのくらいあるものなのでしょうか。

○（建設）建築指導課長

近隣の会社の数ですが、小樽市内にはございませんで、札幌市内にある会社の数になりますが、指定確認検査機関については6社、登録建築物エネルギー消費性能判定機関については4社ございます。

○面野委員

依頼主は行政と民間事業者へ依頼することができると思うのですけれども、それぞれメリット、デメリットというものはあるのですか。

○（建設）建築指導課長

それぞれのメリット、デメリットということでございますが、小樽市に提出していただくような場合は、まず一

一般的に手数料が安価であるということとされております。あと、審査期間、審査にかかる日数が法律で決められていますので、通知が来るまでのスケジュール感というものが想像しやすいといったこともございます。デメリットとしては、当然のことながら、小樽市にしか窓口がないといったことが特徴としてございます。

民間につきましては、行政に比べると手数料が高価であるということが言われております。あと、審査期間が法定ではないといったところで、混み具合によっては早く審査していただける場合もあるし、混んでいる場合には少し日数がかかると言われて、そちらではない会社を探さなくてはならないということも考えられます。

あと、窓口については、札幌市をはじめ全国に窓口を設置されているというところで、例えば福岡県にある設計事務所が指定確認検査機関に確認申請を提出して、小樽市に建築はこうすることができるといったことがメリットとして考えられます。

○面野委員

これまで、行政と民間事業者へ依頼する件数というのはどのぐらいの割合になっているのですか。

○（建設）建築指導課長

小樽市内で、全体で建築されるうちのおおむね70%が指定確認検査機関を利用されております。

○面野委員

次に、建築指導課内で審査及び検査の結果、問題ないとの通知をすることができる資格保持者の配置数は今、何名になっていますか。

○（建設）建築指導課長

資格者の数でございますが、審査及び検査の結果の通知につきましては、建築基準法上、建築主事がすることとされております。

建築指導課内では1級建築基準適合判定資格者の資格を持つ建築指導課長が建築主事に就いておりますので資格者数については1名ということになります。また、建設部次長につきましても同資格を所持しておりますので、建築指導課長が不在の際には、建築主事として審査及び検査結果の通知業務を行っております。

○面野委員

今ほどいろいろ聞いてお答えいただいたのですけれども、対象物件がこれから増えると、物によっては500時間ぐらいも業務量が増えるのではないかとということもお答えいただきました。

建設部としては、これだけ業務が増えるということに対して人員配置についてはどのようにお考えでしょうか。

○建設部長

建設部の体制ということですので、私からお答えさせていただきたいと思いますが、今回の法改正で、建築物エネルギー消費性能適合判定等に係る業務量は一定程度増加するということで見込んでおります。昨今の物価高騰等によりまして、住宅等の新築工事など係る確認申請が減少傾向にありますので、まず今は現体制の中で推移を見守りながら、建築指導課の職員の人員配置については検討していきたいと考えております。

○面野委員

体制は今までどおりということなのですが、今までお話を聞いていると、民間事業者へ検査業務を流すというようなこともできるようですが、それによって業務量の増加を抑えることは可能だと思うのです。要は、小樽市の窓口というか、小樽市で受け切れなくなったものをそういった形で民間事業者に流すというのは、法令上、問題のないことなのでしょうか。

○（建設）建築指導課長

民間に流すといったことが法令上、問題ないのかという御質問でございますが、確認申請の提出先を小樽市に提出するのか、もしくは民間確認検査機関に提出するのかといった辺りは申請者の選択によることであって、さきにお話ししたメリット、デメリットを勘案して選択されていると考えております。

委員のおっしゃられているとおり、積極的に民間確認検査機関を利用するように促すことで、業務量の解消につながっていくと考えられるとは思いますが、行政として窓口を持っている以上は申請されるものは拒めない立場であると考えられますので、積極的に民間確認検査機関を利用するように促すのといった辺りは難しいのかと考えております。

省エネルギー適合性判定につきましては、法令上、民間企業に行わせることができるということになっておりますので、小樽市では省エネルギー適合性判定を登録省エネ判定機関に委任していることにつきまして、ホームページでそちらを利用していただくように掲載させていただいております。

ただ、先ほど触れましたとおり登録省エネ判定機関が混み合ったような場合に、小樽市で対応してもらえないのかといった相談があったときには、やはり拒むのは難しいのではないかと考えております。

○面野委員

今、小樽市内で新築の需要がさほど伸びることはない、減少になっていくのではないかとということですが、個人の新築はどんな推移なのかというのは、私は調べたことがないですけれども、ホテルが建ってきたりとか、観光地でもいろいろ動きがあるようなので、大きい建物と小さい建物では、小さい建物がいっぱい建つほうが作業時間、審査時間というのは多分増えると思います。今後の推移を見守るということだったので、人員の適正配置については、建築指導課に任せるのではなく、しっかり建設部全体として見ていただきたいと思います。

◎議案第19号小樽市水道布設工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案について

次に、議案第 19 号について伺います。

現在、多くの業態では人材不足の課題を抱えております。分野によっては、業務の自動化、無人化、A I を活用した省力化など様々な人材不足の解消策が検討されています。

今回の本条例改正案では、水道布設工事監督者、それから水道技術管理者の資格基準を緩和するような法改正によるものと推察いたしますが、その理解でよろしいでしょうか。

○（水道）総務課長

委員の理解で正しいです。

○面野委員

本市の現状として、水道布設工事監督者、それから水道技術管理者の資格を担える人材は、水道局では十分だと言える環境になっていますか。

○（水道）総務課長

令和 6 年 4 月 1 日現在の水道局職員で水道布設工事監督員の資格を満たしている者は 23 人で、水道技術管理者の資格を満たしている者は 33 人となっています。特に、水道布設工事監督者については現状の配置では足りておりますが、人事異動などを考慮すると余裕がある状況とは言えません。

○面野委員

今回の条例改正によって、水道局内で資格基準を満たす人数はどれぐらい増加するのでしょうか。

○（水道）総務課長

先ほどと同様に令和 6 年 4 月 1 日現在の職員でお答えいたしますが、水道布設工事監督員の資格の基準を満たす人数は 7 人増加しまして 30 人に、水道技術管理者は増加がなく 33 人と変わりません。

○面野委員

これまで専門性の高い業務をこなしてきたからこそ、このような業務をこなせる知識ですとか経験が積み重なって大きなアクシデントもなく、インフラ整備を進めてきたのだとも取れますが、やはりこの基準を緩和するということはもちろん、パイは広がるのかもしれないですけれども、そういった知識とか経験というものが割と薄まって

しまって、何か弊害が起きる事態というのも考えられます。

今回の資格基準の緩和によって水道工事、水道行政の弊害が起り得る可能性というものは考えられますか。

○（水道）総務課長

一般的には資格基準の緩和により水道関連の経験不足というのが考えられますが、水道局では令和4年4月から工事監督員の体制を総括監督員と主任監督員と監督員の3人体制としておりまして、経験不足を補うなど体制強化していることから、基準緩和による弊害は起こらないものと考えております。

○面野委員

水道というものは本当に重要なインフラの一つになっておりますので、今後も安心・安全、そして安定的な供給を目指していただくようお願いを申し上げます。

◎雪対策基本計画について

次に、雪対策基本計画について伺います。

先ほど秋元委員からも質問があったので、それを抜いた部分で質問させていただこうと思っています。小樽市雪対策基本計画－中間見直し（案）－取組の評価・見直しICT試行回数というのが指標の内容になっているものが三つあるのです。6ページの（i）ICT（情報通信技術）の導入、（ii）除雪業務における技術の継承、次ページの（v）除雪ステーション間の連携・協力もICT試行回数が3回と同じように示されています。

これは、要は一つのICT試行回数でカウントされるものなのか、それともこの三つ全てを網羅した状態で、例えばICT導入というものが先ほど令和8年度、9年度でもされるということだったのですけれども、このカウントというのは（ii）と（v）にもカウントされる考え方なのか、そこをお聞かせいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○（建設）維持課長

ICTの導入について目標値3回の考え方ということで、三つの取組の項目にまたがるということで、我々が考えておりますのは、この三つとも同じような考え方というか、これらを行うことでこの三つの取組ができるのではないかと考えてございます。

現状値としましては、令和5年度までに行ったICT試行1回を目標値3回ということで令和8年度、9年度に行いまして、いろいろな分野にまたがる技術になりますので、そういった部分で総合的に試行を行いたいと考えてございます。

○面野委員

ICT技術の活用という部分では大賛成なのですが、やはり三つの項目にまたがっているということと、ICTの試行というと何かすごく抽象的であって、変な話、何でもそこに詰め込もうと思えば詰め込めたりするものだと思うのです。

例えば、この（ii）除雪業務における技術の継承という部分で、先ほどもいろいろとこういう事例ということで、カメラだったりとか、モニタリング的なものを何台導入しますみたいなことにするとか、（i）ICT（情報通信技術）の導入に関しては、本書でAIを活用しますと言い切っているので、どのように活用しますとか、何か具体的な項目に分けたほうがいいのかと思ったのですけれども、その辺の検討というのはされなかったのですか。

○（建設）維持課長

ただいまお話のありましたICT技術とAIについてということで、分けるということも含めて具体的な検討を行わなかったのかということでございますが、ICT技術については、各社いろいろな技術があると認識しております。AIについては、カメラでいろいろな認識をする技術もあるという中で、雪や吹雪の環境の中ではカメラの性能がまだ少し難しいというお話も聞いています。

総合的には考えていきたいとは思っているのですが、これらはICT技術とかAIというのはいろいろなまちで

も採用している部分もございますし、我々も道内の市、町で構成する会議の中で導入事例等について情報共有しているところもございますので、今後、小樽市にはどういったものが最適なのかということを含めて、最適なシステム導入に向けた情報収集を行っていきたいと考えてございます。

○面野委員

令和10年度までの計画期間で、これからもっとアップデートされていくと思いますので、今回は具体的なものを指標にするというのは難しいのかもしれないですけども、先ほど秋元委員もおっしゃっていましたが、やはりこれからICT技術は、人材を量的に確保していく考え方も大事だと思うのです。任せられるものは、機械的だったり、そういうAIというものに任せていくのも人員確保の一つの考え方だというのは私も本当に同感したところでした。ましてこれだけ技術革新というものが今どんどん進んでおりますので、逆に法律がそこに間に合ってくるかみたいなのところもあると思うので、今後きっと主力になってくるパワーというか、ものになってくると思うので、ぜひこれは速やかに進めていただくようお願いを申し上げます。

次に、貸出ダンプ制度について伺います。

こちらは、先日開催された市民と議員の語る会で、貸出ダンプ制度の実施期間を早めてほしいとの御意見がございました。シーズンによっては、従来の貸出ダンプ制度の期間ではとても間に合わないという御意見でした。確かにシーズンや地域によっては貸出ダンプ制度が必要なベストタイミングというのは違ってくるのだらうと考えております。

雪対策基本計画に示されている貸出ダンプ制度の利用状況では、1回目が1月13日から3月13日、2回目が2月20日から3月中旬頃となっております。昨年を振り返ると、年明け早々にやはりどこか雪が降ったりで、早いタイミングで貸出ダンプ制度を利用したいという環境であったのかとも思いますし、岩見沢市ではもうこの時期に積雪が115センチを観測されたということで、観測史上過去2番目の早さということですね。

事業者との日程調整など難しい面はあるとは思いますが、いただいた御意見、利用者の希望する期間の柔軟な対応というのは、難しいものなのではないでしょうか。御見解をお示してください。

○（建設）維持課長

利用期間を早めるなど柔軟な対応が可能かということでございましたが、開始日を早めることですか、利用者の希望する日程で期間の柔軟な対応ということにつきましては、現在、日程の変更ということを認めている部分といたしましては、当初想定していた作業日数を減らす場合ですか、キャンセルする場合だとかを認めている中で、また一方で、同一の積込み業者が現場を同じく抱えている二つの現場の日程を丸ごと入れ替えるといった部分の変更のみ受付しているところがございます。作業日の変更については現状としては受付を行っていない状況です。例えば、作業日の変更が可能となった場合でも、利用団体などが積込み業者との間で変更しようとしても、対応可能なものの調整がやはり難しい問題と思われます。

先ほどお話もありました小樽市雪対策基本計画の中にも、貸出ダンプ制度の在り方の見直しの具体の取組を記載してもございますので、積込み業者や利用団体などからの情報収集を行うなど、制度の在り方につきましては引き続き検討を進めていきたいと考えてございます。

○面野委員

抜本的な在り方自体を考えていくということだったのですが、この質問はこの質問でそういった形で捉えさせていただきますが、貸出ダンプ制度の課題として、道路以外の雪の排雪、屋根とか駐車場といったもののルールづくりについて伺います。

これは以前にも申し上げていたのですが、貸出ダンプ制度を利用する団体の道路延長と道路幅、あとは積雪量を算出すると、利用箇所にもどのくらい雪が降ったのかというのがまず算出できると思うのです。それが暖かい、寒い、解けた、解けていないというのはあると思うのですが、まずは、定量的にこの利用団体の該当する地域にはど

れだけ降ったということが分かると。これは、初年度を算出する手間はあるかもしれないですけども、次年度以降は、道路の形状に変更がなければ積雪量を積算することで、その該当場所の排雪量が算出できると思います。

例えば、積算した排雪量を超えた分は利用者側が実費にて対応していただくみたいな形で、このルールづくりというものは対策が取れるのではないかと思うのですけれども、このような形で公平性を保つということに対しては、どのようにお考えでしょうか。

○（建設）維持課長

貸出ダンプにおきまして、公平性を保つことに対する小樽市の考えということでございますが、委員がおっしゃられますとおり、道路延長とか幅員、降雪深からということで、大まかな排雪量を算出するものということで考えてございます。その年の積雪量や気温、現場の排雪を行う時期ですとか、その道路の雪山の形状などによっても排雪量は増減していくのかとも思ひまして、現場ごとの排雪量の算出というのは難しいと考えてございます。

ただ、公平性を保つということにつきましては重要であると我々も認識してございますので、現行の中ではこれまで同様にパトロールを実施して行って、ルールを守った利用の周知を図るなど適切に運用してまいりたいと考えております。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後5時11分

再開 午後5時27分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○秋元委員

公明党を代表し、陳情第10号市道における除排雪（貸出ダンプ制度運用方法の見直し等）の陳情方について、継続審査を主張し、討論いたします。

まず、1項目めでは、貸出ダンプ制度の積込み業者選定について、これまでは地域住民が登録業者を選び契約することで貸出ダンプ制度の利用ができてきましたが、昨今の人手不足、物価高騰など様々な社会状況が要因となり業者との契約が進まず、制度利用が難しいとのことで、市が契約可能な業者の情報などを積極的に提供し、市民が制度を利用しやすくなるよう運用面の見直し、検討を求めるものであります。

私たち議員団にも、市民、業者から貸出ダンプ制度や人手不足による事業の継続など相談が寄せられています。今後も持続可能な制度となるよう課題、問題を整理し、対応することが必要だと考えます。

また、2項目めは、日成ヶ丘第2線や周辺路線は貸出ダンプ制度を利用し、除排雪を行ってきたものの、長年担当していた除排雪業者が撤退したことで当該路線の除排雪のめどが立たず苦慮しており、今後は交通障害が発生しないように小樽市に除排雪実施の検討を求めるものであります。

先ほど答弁があったとおり、この路線は狭隘であり、場所によっては急坂箇所もある路線であります。今後、小樽市が除排雪を実施するためには、市道の認定や除排雪路線の基準などの見直し、雪押し場の確保などが必要であり、これらの課題は今回陳情が出ている地域だけではなく、全市的な課題、財政的な問題など検討しなければならないことや関連する課題も多いことも事実であり、これらの課題、問題がクリアされていない現時点では、本陳情を採択することはできないため、継続審査を主張いたします。

なお、本陳情でいただいた貴重な御意見は、今後の議論の参考とさせていただきたいと思います。

以上、各委員の賛同をお願いし討論といたします。

○面野委員

立憲・市民連合を代表して、陳情第10号市道における除排雪（貸出ダンプ制度運用方法の見直し等）の陳情方について討論いたします。

陳情には二つの内容が含まれています。

一つは、貸出ダンプ制度を利用する際の積込み業者選定に関する行政の関わり方についてです。利用団体のつながりだけでは事業者を見つけることが困難であり、制度利用を断念しているとのことでした。また、他の地域でも同様の課題が発生しているとのことでした。利用したいけれども利用できないという問題は、小樽市がマッチングの協力に入り解消できるケースがあるのであれば、どのような形でマッチングすることが可能なのか検討する必要があると考えます。

もう一つは、現状の除排雪体制では、作業に入ることが難しい市道への除排雪作業を実施してほしいとの陳情でした。陳情者をはじめ、近隣住民の方々の要望は理解できますが、公平性の観点から、全市的に同様の市道へは除排雪を実施することが大前提になってくると考えます。しかし、現状の体制や予算では困難であるとのことでした。

陳情内容にもあるとおり、当該市道の状況を具体的に把握することは努めるべきですが、同様の課題を抱える市道についても今後どのような除排雪が実施できるのかは継続して協議する必要があることから、陳情第10号は継続審査を主張して討論といたします。

○委員長

以上をもって、討論を終結し、これより順次、採決いたします。

各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、陳情はいずれも継続審査と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。